

愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 令和5年度活動中間報告

議題 1：県障害福祉関係研修の令和4年度実績及び令和5年度予定について

議題内容	委員からの主な意見	今後の課題
<p>○概要 愛知県（障害福祉課、医療療育総合センター及び精神保健福祉センター）並びに愛知県社会福祉協議会が、令和4年度に実施した福祉研修の実績及び令和5年度実施予定の研修について報告を行った。</p> <p><令和4年度実績（本部会で取り上げられた主な研修の一部抜粋）></p> <p>「療育支援研修会 Y o u T u b e 配信」 ・開催日 令和4年4月11日～令和5年3月31日（オンライン（オンデマンド配信）） ・参加人数 オンデマンド配信のため定員なし ・対象者 地域で暮らす障害児（者）の療育、福祉、保育、教育等に携わる支援員、指導員、保育士、保健師、家庭児童相談員、相談支援専門員、知的障害者相談員、民生・児童委員、教員その他居宅サービスに係る事業所職員及び行政職員などの支援者</p> <p>「発達障害診療研修」 ・開催日 令和4年7月31日（参集形式） ・参加人数 60人 ・対象者 精神科医、小児科医、内科医師等、看護師等コメディカル、保健、福祉、教育等の領域の支援者</p> <p>「障害者の就労支援基礎研修」 ・開催日 令和4年12月7日（オンライン） ・参加人数 50名 ・対象者 就労継続支援事業所等において利用者の支援に関わる実務経験2年未満の職員（名古屋市内の施設・事業所は対象外）</p> <p>「当事者向け研修」 ・開催日 令和5年2月11日（参集形式） ・参加人数 151名 ・対象者 発達障害のある方及び研修に関心のある方</p> <p>令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、実施方法や内容等を検討のうえ効果的に研修を実施していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、令和4年度の実績を見て初めて知った研修がいくつかあった。研修の周知方法は、研修の対象者等によっても異なるが、市町村を通じて周知されるものとそうでないものがある。市町村等を経由して周知された場合、タイムラグが生じ、申し込んでも定員が埋まっていることがある。研修の種類によっては、県から直接関係機関に周知してはどうか。 ・新規、ベテラン問わず、幅広い職員が対象になる内容の研修をオンデマンド配信で受講できる点が良い。視聴時間も短いため、より多くの職員に学びの機会が与えられる。 ・コロナ禍においても、参集形式での研修は、講師側だけでなく受講者側からも要望が一定数存在する。 ・研修を受講するだけでなく、研修で得たことを、それぞれの所属や地域に還元するところまで考慮された研修があると良いのではないか。また、研修の内容によっては、市町村など地域単位で実施する方が良い研修もあると思う。 ・当事者向け研修は昨年度から始めたが、定員の2倍以上の申し込みがあり、発達障害に対する関心の高さ、情報を得たいという要望の多さが伺えた。 ・研修に対するニーズの把握だけでなく、研修の内容を改善するために、研修後のアンケート結果を的確に聴取し、部会で報告する等して、検証すると良いのではないか。 ・基礎的な研修は各地域でも実施可能だが、研修の講師を務めることができる人材を育成するのは難しいため、講師の養成につながる研修をより多く実施してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、研修の周知方法について改善することで、研修の案内を受講対象者へよりの確に届けることができ、また、申込期限間近で知るということも少なくなると考えられる。各研修実施主体において、周知方法を検討されたい。また周知方法については、実施主体間で情報共有を図ることで、円滑な事務の推進を図る。 ・研修の受講者が、自身の所属や地域に戻って、研修の成果を還元できているかを見ることは必要な視点であり、研修の実施方法や内容を工夫していく必要がある。 ・研修実施後のアンケート結果については、今後の研修の見直しや、あらたな企画立案等のためにも極力、受講者全員分を徴収するように実施主体で徴収方法等を工夫する。 ・研修講師等の人材確保に向けては、市町村から事業所に対して講師等人材の積極的な推薦を依頼するなど、より効果的な対応を検討・工夫する。また、そうした講師等人材について、研修実施等に積極的に御参加いただき、経験・技術を高めていただく。必要に応じて国の養成研修にも御参加いただく。

議題 2 : 資格取得等研修におけるオンライン活用について

議題内容	委員からの主な意見	今後の課題
<p>○ 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を契機に感染症対策の観点を踏まえ、研修におけるオンライン活用が進んできた。</p> <p>その後、オンライン活用については感染症対策だけでなく、研修効果の観点からも導入に関して検討がなされてきた。</p> <p>そのため、今後のオンライン活用についてあらためて議論を行った。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><オンライン活用のメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場へ出向く手間が必要なくなるため、職場で隙間時間を活用して受講することができる。 ・勤務場所での受講が可能のため、一つの所属・事業所から複数人数でも参加しやすい。 ・オンデマンド配信の場合、分かりづらい部分等については繰り返し視聴可能で、学習効果の向上につながる。 ・講師が遠方にいても依頼しやすいため、研修を組みやすい。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><オンライン活用のデメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット環境の整備が必要である。 ・オンライン形式で研修を実施することに慣れている講師が必要である。また、オンライン形式に慣れていない受講者が参加する場合はフォローが必要である。 ・自宅や職場等、慣れた環境で受講できる一方、片手間で受講できてしまう場合がある。 ・グループワークをオンライン形式で実施するのは、講師側も受講者側も煩わしさを感じる人が多い。また、講師側にとっては、グループワーク中に講師間での情報交換ができないため、講師技術の向上に寄与し難い。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・参集形式とオンライン形式を併用する形で研修を実施すれば、選択の幅が広がり、より多くの人に対して受講の機会が与えられる。 ・参集形式であれば、名刺交換等ができて、受講者間のつながりが生まれる。 ・オンライン形式で研修を実施した場合の効果測定は、レポートやアンケートの内容を工夫することで把握できるのではないかな。 ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の講師の数が十分でなく、講師一人当たりの負担が大きい中、地方の会場で開催される日程だと講師の確保が特に困難である。 ・研修の質を確保するため、参集形式とオンライン形式のどちらが適しているか、研修の内容によって選択する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン活用について、運営側の都合（予算や日程の組みやすさ等）だけでなく、それぞれの講義内容に応じて研修効果が高まる最適な方法を選択する必要がある。 ・参集形式、オンライン、オンデマンドの良さを活かし、研修の質を確保することが重要であるため、それぞれの活用場面について、一定の目安を示せるよう整理が必要である。

愛知県障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会 令和5年度活動中間報告

1. 地域生活支援拠点等の整備

○ **地域生活支援拠点等とは**
 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

- 【第6期障害福祉計画】 ① 2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ確保する。
 ② 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

現状		主な委員意見（令和5年6月9日開催）								
○ 整備状況（令和5年6月1日現在）	○ 令和4年度事業に対する運用状況の検証及び検討状況	○ 地域生活支援拠点等の整備について ・ 各市町村においては、地域生活支援拠点等の表面上の整備ではなく、緊急時における受け入れや対応ができるような実効性のある整備に向けて、機能の充実を図ることが必要である。								
<table border="1"> <tr> <td>整備済</td> <td>54市町村</td> </tr> </table> ※一部機能の未整備を含む ※前年度において、未整備であった3市町（清須市、北名古屋市、豊山町）は、令和5年6月1日に整備済	整備済		54市町村	<table border="1"> <tr> <td>令和4年度中に実施済</td> <td>23市町村</td> </tr> <tr> <td>令和5年度中に実施（予定）</td> <td>28市町村</td> </tr> <tr> <td>未定等</td> <td>3市町（※）</td> </tr> </table> ※3市町（清須市、北名古屋市、豊山町）は、令和5年度に整備	令和4年度中に実施済	23市町村	令和5年度中に実施（予定）	28市町村	未定等	3市町（※）
整備済	54市町村									
令和4年度中に実施済	23市町村									
令和5年度中に実施（予定）	28市町村									
未定等	3市町（※）									

2. 「地域生活支援拠点等 運用状況の検証・検討のための手引き」について

- 令和3年度に本県が作成した「地域生活支援拠点等 運用状況の検証・検討のための手引き」（以下「手引き」という。）の各市町村における活用状況等を踏まえ、今後の取扱い等について検討を行った。

活用状況					主な委員意見（令和5年6月9日開催）
	県作成手引き		国作成手引き（※）		○ 県作成手引きについて ・ 国と県の2つの評価指標が存在していることで、評価等を実施する上で、どちらを使用したらよいか迷ってしまうため、望ましくはない。 ・ 県の手引きは要点がまとめられており、分かりやすいため、例えば、県の手引きを教科書、国の手引きを参考書として使用するのはいかがでしょうか。 ・ 県が作成した手引きの取扱いについては、市町村の意見や活用状況等を踏まえ、今後は県手引きに、県内市町村の取組事例を追加し、手引きの充実を図ってはどうか。
	活用市町村数（%）	県手引きのみ	国手引きのみ		
	30市町（56%）	7市町	27市町（50%）	4市町	

※ 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び手引き（令和3年度障害者総合福祉推進事業）

3. グループホーム整備促進支援制度について

○ **グループホーム整備促進支援制度とは**
 新たに整備を検討している者を主な支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成26年から実施しており、現在、7名の支援コーディネーターを配置している。令和5年度は、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査等の事業を実施予定である。

主な委員意見（令和5年6月9日開催）

- 本制度では、モニタリング調査の対象として、日中サービス支援型グループホームが追加されるなど、支援の質に重点を置いた取組を行っている。
- グループホームは、障害者総合支援法に基づく事業所数の「総量規制」の対象外ではあるものの、グループホームの充足度を踏まえた上で、グループホームの「量の整備」と併せて、さらに「質の向上」を目指した取組を進めていく必要がある。

令和5年度第1回医療的ケア児支援部会の活動状況について

第1 開催日

令和5年7月5日(水) (愛知県自治センター12階 会議室E)

第2 報告事項

令和5年度 医療的ケア児支援センターの活動について

1 医療的ケア児支援ネットワーク構築事業

(1) 趣旨・目的

医療的ケア児支援は市町村単位で支援体制を組むことが基本であり、そのためには、医療的ケアの把握が不可欠である。医療的ケア児を確実に把握して福祉サービスにつなげるためには、医療的ケアを導入した医療機関から市町村に情報が入る体制が必要となる。医療機関から確実な情報提供をうけるために、医療的ケア児に関わる可能性のある病院を医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーで訪問し、以下の事業を展開する。

(2) 具体的な事業

a 情報集約の窓口固定

医療的ケア児とその家族の情報集約窓口を、市町村毎に固定する体制を整備する。

- ・医療機関から情報提供を受入れるための「県内市町村の連絡先一覧」を作成し、病院に配付する。
- ・市町村の情報集約窓口は報告書を年1回、圏域担当の医療的ケア児支援センターに提出し、県内の情報を基幹支援センターで集約管理する。

b 市町村の協議の場の充実

圏域を担当する医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが連携して協議の場の活性化・機能強化に関わる。

- ・医療的ケア児等アドバイザーと共に協議の場に参加し、体制の課題を評価し改善していく。
- ・関係機関が縦割りではなく横につながって検討・解決していく協議の場になるよう努める。

c 医療的ケア児に関わる可能性のある病院訪問

病院からの退院連絡を、居住地の市町村情報集約窓口で把握、医療と福祉の関係作りを整備する。

- ・医療的ケア児支援センター（センター長もしくは小児科医師と担当者）と圏域の医療的ケア児等アドバイザーで訪問し、市町村への情報提供の協力を依頼する。
- ・訪問する病院は、周産期母子医療センター、救命救急センター、地域医療支援病院。
- ・医療的ケアが必要な状態での退院が決まったら、病院MSWから医療的ケア児の居住地の市町村の情報集約窓口にも必ず連絡を入れてもらう。
- ・医療的ケア児等コーディネーターは、開催される退院前カンファレンスに出席し、個人情報の提供に関する同意書を取る。

d 医療的ケア児等コーディネーターと市町村関係者向けの情報提供

医療的ケア児支援センターは圏域の関係機関連携会議を定期的を開催し、圏域の医療的ケア児等アドバイザー、医療的ケア児等コーディネーター、市町村関係者と情報を共有する。

e 困難事例の共有

医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児等アドバイザーから地域の困難事例、課題についての情報を収集する。

- ・具体的な問題点を、医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーと共有する。

2 医療的ケア児支援センターWebサイトの充実

(1) 趣旨・目的

医療的ケア児やその御家族を始め、医療、保健、福祉、教育、労働など多くの分野の支援者に役立つ幅広い情報を一元的に集約し、わかりやすい掲載方法で発信することを目的として開発公開した。（公開日：令和5年度2月8日）

(2) 今後の予定

「用語集」、「Q&A」等を追加する。

3 専門研修について

	医療的ケア児支援者研修 (基礎)		医療的ケア児支援者研修 (専門)
趣旨・目的	医療的ケア児に関わる、または関わろうとする保育士、教員等に向けた支援に必要な基礎的な知識、対応を学ぶ研修（計2回）		医療的ケア児に関わる、または関わろうとする看護師等に向けた支援に必要な専門的な知識、技術を学ぶ研修
開催日時	(1回目) 令和5年6月25日(日) 午後1時から 午後4時30分まで	(2回目) 令和5年9月2日(土) 午後1時30分から 午後4時30分まで	令和5年11月19日(土) 午後1時30分から 午後4時30分まで
開催場所	県医療療育総合センター	ウイルあいち	ウインクあいち
募集人数	40人	100人	100人

4 その他（社会資源調査）

(1) 調査予定（内容）

- a 非常用電源装置の購入補助（給付）追跡調査
- b 市町村の医療的ケアに関するガイドブックの集積
- c 重心障害児者対応事業所の更新調査

第3 議題 医療的ケア児（者）の実態把握 実施方針について

1. 実施主体による比較

実施主体	市町村	県
効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとのニーズを把握することで、地域に応じた社会資源の整備や具体的な施策を検討ができる。 (個別避難計画の策定、より適切な教育の場と環境の確保) 個々の状況に変更が生じた場合、データを更新しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全県的な視点から実態把握ができる。 地域間・圏域毎の比較や傾向分析を行うことができる。 前回のデータと比較することができる。
頻度	医療的ケア児の把握は毎年度(ネットワーク構築事業) ニーズ調査(実態把握)は数年に1度 <ul style="list-style-type: none"> 個々の状況が変わりやすいため、継続的に状況把握を行う必要がある。 施策検討、計画策定に反映するためのニーズ調査は、数年に1度把握する。 	数年に1度 <ul style="list-style-type: none"> 調査協力者の負担に配慮するため。 (例) あいち障害者福祉プランの計画期間に合わせ、6年に1度とする。(次回策定年度:2026(R8)年度)
実施方法	医療機関等からの情報提供、家庭への調査など <ul style="list-style-type: none"> 県が市町村に調査項目や調査方法などを示す必要がある。 市町村の施策に反映できるよう、地域の特性やニーズに合わせた項目を検討する必要がある。 市町村の把握した実態を積み上げることで、県全域を把握できる。これにより比較できる。 	医療機関・障害福祉サービス事業所・市町村等への協力依頼(前回と同様) <ul style="list-style-type: none"> 調査に協力する関係者の負担軽減を考慮する必要がある。 市町村の体制整備・進捗状況に差があるなか、一律な調査項目で実施する必要がある。
その他留意点など	<ul style="list-style-type: none"> 個々の状況の変化を十分に反映できる頻度で調査できる。 本人や家族に同意を得る必要がある。施策検討や支援のために関係者と共有するのであれば特に注意が必要である。 市町村によっては把握への取組が進んでいないところがあるため、県からのサポートが必要と考えられる。 市町村による実態把握の仕組化として、市町村の計画に盛り込むことは望ましいと考えられる。 市町村は必要に応じて、予算を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域性を反映した調査項目になりづらいことから、市町村施策に反映することが難しい。 実施スケジュールを念頭に必要な予算を確保する必要がある。 本人や家族に同意を得る必要がある。 広域的に実施することから、データの収集のために協力者に負担をかけることになり、また分析に時間がかかる。

2. 市町村による実施

- 個別性の高い医療的ケア児の支援に係る施策を講じるためには、市町村での実態把握は、実質的に必要であると考えられる。
- そのため県は、実態把握の項目案等を市町村に示し、実態把握への取組をさらに働きかける。
- 市町村で把握した結果を集約し、県全域の状況を把握する。

(考え方)

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第5条では、地方公共団体では、自主的かつ主体的に、支援に係る施策を実施する責務が明記されている。
- ・令和5年5月19日付「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)において、第三_計画の作成に関する事項では、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等にニーズについても把握することが望ましい。とされている。

3. 県による実施のあり方

- 市町村による実施が実質的に必要とされるなかで、市町村の把握結果の積み上げにより、県全域の実態把握、傾向や地域間の比較は可能となる。

(参考)

- ・上記告示においても、都道府県の計画作成については、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等に起こる見込みの数値と整合性がとれるよう～、市町村と調整することが必要である。とされている。

4. スケジュール(案)

年度	実施状況及び今後の予定
令和5年度	実態把握の項目案、市町村へ示す内容の案を検討(第2回部会)
令和6年度	項目案、内容等の確定(第1回部会)→市町村へ周知(場合によっては予算要求)
令和7年度	実態調査の実施及びデータの集約 ※これ以前からもネットワーク構築事業により、市町村は医療的ケア児の把握に順次着手している。
令和8年度以降	市町村の施策に反映 県の次期あいち障害者福祉プランに反映

あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について

1 趣旨

愛知県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」（以下「プラン」という。）を策定している。

このプランは、第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画）を一つにまとめており、現行の第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画）が今年度末に満了することから、当該部分の改訂を行う。

また、国の障害者基本計画（第5次）を踏まえ、必要に応じて第4期愛知県障害者計画の時点修正を行う。

2 計画の内容

(1) 障害者計画

県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

(2) 障害福祉計画

障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

(3) 障害児福祉計画

障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

3 計画期間

(1) 第4期愛知県障害者計画

2021年度から2026年度までの6年間（中期計画）

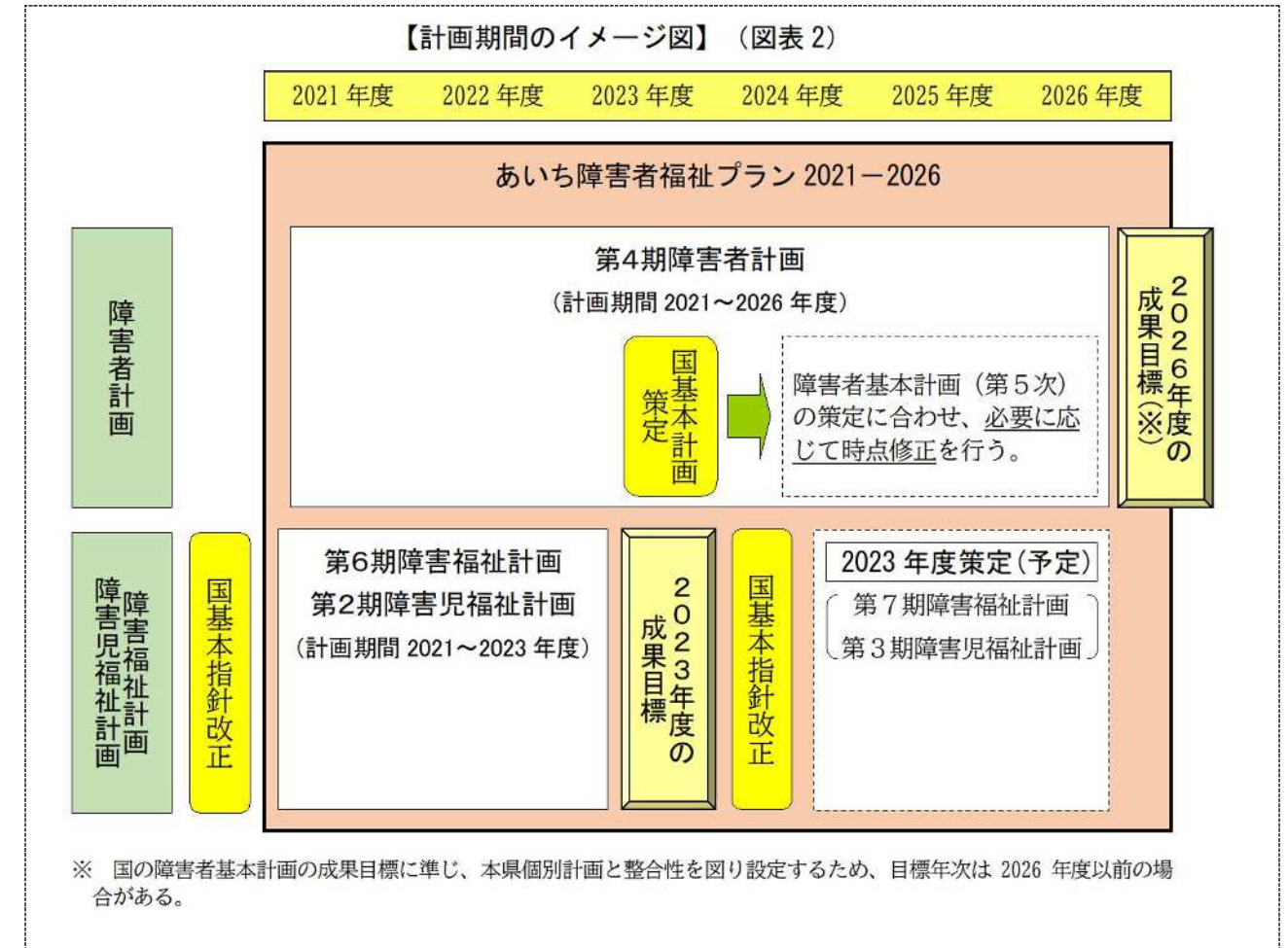
※この計画期間に変更なし。

(2) 第7期愛知県障害福祉計画・第3期愛知県障害児福祉計画

2024年度から2026年度までの3年間（短期計画）

4 プランの見直し範囲

プランのうち、愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画に関係する部分である第6章から第8章を中心に、目標数値や障害福祉サービス等の見込量と確保策など、国基本指針改正の内容に即して見直す。



	障害者計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
第1章 プラン策定の趣旨	○	○
第2章 プランの基本的な考え方	○	○
第3章 現状	○	○
第4章 展望	○	○
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向	○	
第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標		○
第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等		○
第8章 目標一覧	○	○
第9章 計画の推進	○	○

第6章 別紙1

国基本指針等に即した目標の見直し。

第7章 別紙2

各市町村におけるサービス等見込量の積み上げを基本として見直し。

第8章 別紙3

- ・ 障害者計画に関する事項は、6年間の計画期間中であるため、進捗状況を記載し、引き続き目標管理を行う。
- ・ 障害福祉計画に関する事項は、国基本指針に即した見直しを行うとともに、県の地域生活支援事業に関する事項は2024年度からの3年間で実施量を見込む。

5 今後の予定

2023年	7月	第1回愛知県障害者施策審議会（ワーキンググループ設置案） 第1回愛知県障害者自立支援協議会
	10月	愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（素案検討）
	12月	第2回愛知県障害者施策審議会（素案検討）
2024年	1月	パブリックコメント
	3月	第3回愛知県障害者施策審議会（最終案） 第2回愛知県障害者自立支援協議会（最終案） プラン改訂・公表

※愛知県障害者施策審議会の下に、ワーキンググループを設置し、プラン改訂に係る検討を行う。

（参考）国基本指針の主な改正内容

障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する際に参考とする国基本指針について、主な改正内容は以下のとおり（2023年5月改正）。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備 ・医療計画との連動制を踏まえた目標値の設置
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止	・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保	・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細やかな地域単位の重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、あいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂（第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画の策定並びに第4期愛知県障害者計画の必要に応じた見直し）に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 ワーキンググループは、別に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長（以下「会長」という。）の指名する構成員が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。
2 座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長が招集する。
2 ワーキンググループの設置期間は、施行日から令和6年3月31日までとする。

（ワーキンググループ会議の公開）

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

（庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課において行う。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ 構成員名簿

令和5年7月 日現在

（敬称略・50音順）

江崎 英直	愛知県精神障害者家族会連合会会長
榎本 博文	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
糟谷 美夏代	愛知県知的障害者育成会副会長
加藤 歩	愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会
加藤 勝	愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長
佐藤 優美子	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
重松 美生恵	愛知県難病団体連合会事務局次長
鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター副センター長
辻 直哉	愛知障害フォーラム（ADF）事務局長
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究 実践センター教授
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

【記載事項】

国の基本指針において、目標として設定することとされている事項について記載。

- ・第5期障害福祉計画の記載内容を、第6期障害福祉計画の内容に更新。
- ・第7期障害福祉計画での目標を記載。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活移行者数の増加> 2019年度末から2023年度末までの地域生活移行者数：142人	累計93人	65.5%
<施設入所者数の削減> 2023年度末までの施設入所者削減数：61人	124人	203.3%

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

○ 目標設定に関する考え方

- ・地域生活移行者については、これまでの本県における地域生活への移行実績や今年度実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。
- ・施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
地域生活移行者数	2022年度末の施設入所者数の6%以上 第6期：6% ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。
施設入所者数	2022年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 第6期：1.6% ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域における平均生活日数の増加> 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均：316日以上	(325.2日) ※2018年度退院者	—
<精神病床における1年以上長期入院患者数の減少> 2023年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数 ① 65歳以上患者数 2,349人 (2020年度3,379人から1,030人減) ② 65歳未満患者数 2,549人 (2020年度3,112人から563人減)	①3,295人 (84人減) ②2,962人 (150人減)	①8.2% ②26.6%
<精神病床における早期退院率の上昇> 2023年度における精神病床の早期退院率 ① 入院後3か月時点の退院率：69% ② 入院後6か月時点の退院率：86% ③ 入院後1年時点の退院率：92%	(①69.4% ②85.0% ③91.3%) ※2018年度入院者	—

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上 第6期：316日
② 精神病床における1年以上長期入院患者（65歳以上、65歳未満）	2026年における年齢階級別の推計患者数に基づき所定の式により算出した人数（全国）
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率 68.9%以上 第6期：69% 入院後6か月時点の退院率 84.5%以上 第6期：86% 入院後1年時点の退院率 91.0%以上 第6期：92%

3 地域生活支援の充実

第6期：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活支援拠点等の確保> 2023年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ確保	54市町村 ※2023年6月	100%
<地域生活支援拠点等の運用状況の検証> 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	51市町村	94.4%

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
地域生活支援拠点等の整備	市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）
地域生活支援拠点等の機能の充実 変更	コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害のある人に対する支援体制の整備 新規	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

4 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<福祉施設利用者の一般就労移行者数の増加> 2023年度における年間一般就労移行者数：1,736人	1,866人	107.5%
<就労定着支援事業の利用者数の増加> 2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：7割	約2.6割	37.5%
<就労定着支援事業所における就労定着率の向上> 2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所の割合：全体の7割以上	約7.3割	104.8%

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

<参考> 国の基本指針

事項	目標
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数	2021年度実績の1.28倍以上 <small>第6期：1.27倍</small> ※ 就労移行支援1.31倍、就労継続支援A型1.29倍、就労継続支援B型1.28倍以上を目指し、それぞれに目標値を設定 <small>第6期：1.3倍、1.26倍、1.23倍</small> ※ 第6期計画で未達成見込分があればそれを含めること。」
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 新規	就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数 変更	2021年度の実績の1.41倍以上 <small>第6期：就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：7割</small>
就労定着支援事業所における就労定着率（※）	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上 <small>第6期：7割</small>
地域の就労支援のネットワーク強化 新規	県等において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

※就労定着率

第7期：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヵ月(3.5年)以上、78ヵ月(6.5年)未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合。

第6期：過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実> ① 2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ② 2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	①31市町村 (圏域設置含む) ②41市町村 (圏域設置含む)	①57.4% ②75.9%
<難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築> 2023年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保	2023年5月末に検討を行う協議の場を設置	—
<主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保> 2023年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。	33市町村※ (圏域設置含む)	61.1%
<医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置> 2023年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。	① 県設置済 ② 11圏域 ③ 54市町村 ④ コーディネーター配置 53市町村	①100% ②100% ③100% ④98.1%

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
 - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 変更	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も差し支えない。 ・全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築
(2) 難聴児支援の中核的機能体制の構築 変更	各都道府県等において、難聴児支援のための中核的機能及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ※ 市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保も差し支えない。
(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 変更	・各都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえで、圏域での設置も差し支えない。
(5) 移行調整の協議の場の設置 新規	障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、各都道府県等において、移行調整に係る協議の場を設置

6 相談支援体制の充実・強化等

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況
＜相談支援体制の充実・強化等＞ 2023年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	○総合的・専門的な相談支援の実施体制 45市町村 ○地域の相談支援体制の強化 計 2,826件

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
 - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
相談支援体制の充実・強化等 変更	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況
＜障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築＞ 都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	○障害福祉サービスに係る研修への市町村職員の参加人数 171人 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 115回

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
 - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
計画的な人材養成の推進 新規	相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修（意思決定ガイドライン等を活用）の実施回数及び修了者数の見込みを設定

第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

1 障害福祉サービス等の見込量と確保策

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下のサービスの第6期計画までの評価、必要な量の見込み等を設定するとともに、その確保策について、記載。

なお、設定に当たっては、市町村における数値の積み上げを基本とする。

項目	区分
(1) 訪問系サービス 記載方法変更	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援 第6期：一括での算定
(2) 日中活動系サービス 一部追加	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、 短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 障害児支援	①障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等 訪問支援、居宅訪問型児童発達支援） ②障害児入所支援（福祉型・医療型）

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載。

(1) 圏域単位での地域特性および課題
(2) 2026年度末までに不足するサービスの基盤整備
(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載。

項目	区分
(1) 子ども・子育て支援等	①保育所 ②認定こども園 ③放課後等児童健全育成事業
(2) 医療的ケア児童等を支援するコーディネーターの配置 一部追加	・県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 追加 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(3) 就労支援	①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数 ②障害者に対する職業訓練の受講者数 ③福祉施設から公共職業安定への誘導者数 ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 ⑤公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数
(4) 発達障害のある人に対する支援 一部変更	①発達障害者支援地域協議会の開催回数 ②発達障害者支援センターによる相談件数 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） 変更（第6期：受講者数） ⑥ペアレントメンターの人数 ⑦ピアサポートの活動への参加人数
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 一部追加	①精神障害者の地域移行支援の利用者数 ②精神障害者の地域定着支援の利用者数 ③精神障害者の共同生活援助の利用者数 ④精神障害者の自立生活援助の利用者数 ⑤精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 追加 ⑥精神病床における退院患者の退院後の行き先
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	①指導監査結果の関係市町村との共有
(7) 障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置	①サービス提供に係る人材の確保及び育成 ②サービスの質の向上

4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

【記載事項】

都道府県の行う地域生活支援事業として、以下の事業の内容、実施に関する考え方について記載。
 (見込量については、第8章で記載。)

	項目	区分
(1)	専門性の高い相談支援事業	①発達障害者支援センター運営事業 ②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 ③障害児等療育支援事業 ④障害者就業・生活支援センター運営事業
(2)	広域的な支援事業	①相談支援体制整備事業 ②精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
(3)	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	①手話通訳者養成研修事業 ②手話通訳者派遣事業 ③要約筆記者養成研修事業 ④要約筆記者派遣事業 ⑤盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ⑥盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ⑦失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ⑧失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ⑨意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
(4)	人材育成等その他の事業	①障害支援区分認定調査員等研修事業 ②相談支援従事者等研修事業 ③サービス管理者等研修事業 ④身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑤視聴覚障害者情報提供施設運営事業 ⑥盲人ホーム事業 ⑦障害者社会参加促進事業

第8章 目標一覧

- ・ 障害者計画に関する事項については、6年間の計画期間中であることから、現行の進捗状況を記載。
- ・ 障害福祉計画に関する事項については、国基本指針等に沿った見直しを行うとともに、県の地域生活支援事業については2024年度からの3年間の実施量を見込む。

【障害者計画に関する事項】

＜必要な時点修正＞

◆ 「県の現状値（直近の値）」を、計画策定時と現行の直近値に分けて記載。

項目	障害者基本計画 の目標	県の現状値		進捗率 (直近)	本計画の目標	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
共同生活援助のサービス見込量	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	6,077人(人/月) (2020年3月)	8,919人(人/月) (2023年3月)	108.7%	8,208人(人/月) (2023年度)	本プラン	第5章1
消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率	(消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市区町数)	59% (12市) (2019年度)	82% (27市町) (2022年度)	96.4%	85%以上 (2024年度)	あいち消費者安心プラン2024	第5章3
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	100% (4/4市) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	達成	100% (2022年度)	本プラン	第5章4
	その他市町村 100% (2022年度)	94% (47/50市町村) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	達成	100% (2022年度)		
障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	75% (3/4市) (2020年4月1日)	100% (5/5市) (2022年度)	達成	100% (2022年度)	本プラン	第5章4
	その他市町村 70%以上 (2022年度)	90% (45/50市町村) (2020年4月1日)	98.0% (48/49市町村)	98.0%	100% (2022年度)		
成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合	—	7.4% (4/54市町村) (2019年10月1日)	79.6% (43/54市町村) (2022年10月1日)	79.6%	100% (2021年度)	本プラン 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4
成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置している市町村の割合	—	20.4% (11/54市町村) (2019年10月1日)	70.4% (38/54市町村) (2022年10月1日)	70.4%	100% (2021年度)	本プラン 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4

項目	障害者基本計画 の目標	県の現状値		進捗率 (直近)	本計画の目標	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	80%以上 (2022年度)	46.5% (2020年度)	64.6% (2022年7月31日)	102.5%	63% (2025年度)	あいちワーク・ライフバランス行動計画2021-2025	第5章6
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	90% (2022年度)	90.4% (2018年度)	90.4% (2018年度) ※2022年度実績を、2023年度中に、公表予定	—	100% (2022年度)	愛知県歯科口腔保健基本計画	第5章6
障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	前年度比増 (~2022年度)	11,697,637円 (2019年度)	16,587,949円 (2022年度) 「過去調達実績最高額」 2021年度実績 19,669,771円	84.3%	毎年度過去調達実績最高額を上回る (2026年度)	本プラン	第5章7
就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	16,888円 (2019年度)	月額(実績) 17,653円 時間額(実績) 243円 (2021年度)	91.0%	月額(実績) 19,415円 時間額(実績) 260円 (2023年度)	愛知県工賃向上計画	第5章7
あいちアール・ブリュット展開回数	—	年間3回 サテライト展含む (2019年度)	毎年度3回実施 (2022年度)	達成	毎年度3回実施 (2026年度)	本プラン	第5章9
障害者スポーツ参加促進事業の参加者数	—	619人 (2019年度)	416人 (2022年度)	64.0%	650人 (2021年度)	本プラン	第5章9

【障害福祉計画に関する事項】

<国基本指針等に沿った見直し> ※第6章で設定する成果目標を再掲。●は、今後設定。

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
①地域生活移行者数の増加	2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数を●人とする。	第5章1、5
②施設入所者数の削減	2026年度末までの施設入所者削減数を●人とする。	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
①地域における平均生活日数の増加	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を●日以上とする。	第5章 1、5、6
②1年以上長期入院患者数の削減	2026年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 精神病床における慢性期入院需要 (1) 65歳以上患者数 ●●人 (2) 65歳未満患者数 ●●人	
③精神病床における早期退院率の上昇	2026年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。 (1) 入院後3か月時点の退院率：●% (2) 入院後6か月時点の退院率：●% (3) 入院後1年時点の退院率：●%	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
①地域生活支援拠点等の整備	市町村において、地域生活支援拠点等を整備する（複数市町村による共同整備も可能）。	第5章5
②地域生活支援拠点等の機能の充実	コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、各市町村において、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	
③強度行動障害のある人に対する支援体制の整備	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	
4 福祉施設から一般就労への移行等		
①福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加	2026年度における年間一般就労移行者数を●人とする。 就労移行支援事業所：●人 就労継続支援A型事業所：●人 就労継続支援B型事業所：●人 その他：●人	第5章7
②就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	2026年度末における就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	
③就労定着支援事業の利用者数の増加	2026年度における就労定着支援事業の利用者数を●人とする。	
④就労定着支援事業所における就労定着率の向上	2026年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。	

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
⑤地域の就労支援のネットワーク強化	都道府県において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進めるため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。	第5章7
5 障害児支援の提供体制の整備等		
①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	(1) 2026年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 (2) 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	第5章5
②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	2026年度末までに、難聴児支援のための中核的機能及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。	
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2026年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	
④医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	(1) 県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。 (2) 市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	
⑤移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において、移行調整に係る協議の場を設置する。	
6 相談支援体制の充実・強化等		
相談支援体制の充実・強化等	(1) 2026年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。 (2) 各市町村において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	第5章5、6
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	第5章5

【県の地域生活支援事業の実施に関する事項】

<2024年度からの3年間の実施量を見込む>

※●は、今後設定

事業名	指標	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	障害者計画の 関連施策
専門性の高い相談支援事業					
発達障害者支援センター 運営事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	第5章 5、6、7
	利用実人員	●人	●人	●人	
高次脳機能障害及びその 関連障害に対する支援普 及事業	支援拠点機 関設置数	2か所	2か所	2か所	
	相談支援実 人員	●人	●人	●人	
障害児等療育支援事業	実施か所数	12か所	12か所	12か所	
障害者就業・生活支援セン ター運営事業	実施か所数	12か所	12か所	12か所	
	実利用見込 み者数	●人	●人	●人	
広域的な支援事業					
相談支援体制整備事業	実施か所数	11圏域	11圏域	11圏域	第5章 5、6
精神障害者地域精神保健 福祉推進協議会	開催回数	保健所で1回	保健所で1回	保健所で1回	
精神障害者にかかるピア サポートの活用	家族ピアサ ポート相談 件数	●件	●件	●件	
災害時心のケア体制整備 支援事業	専門相談員 の有無	有	有	有	
発達障害者支援地域協議 会による体制整備事業	地域協議会 開催回数	●回	●回	●回	

事業名	指標	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	障害者計画の 関連施策	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣						
手話通訳者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人	第5章2	
手話通訳者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
要約筆記者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
要約筆記者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
失語症向け意思疎通支援 者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
失語症向け意思疎通支援 者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
人材育成等その他の事業						
相談支援従事者研修事業	現任研修修了 者数	●人	●人	●人		第5章5
	主任研修修了 者数	●人	●人	●人		
身体障害者・地域障害者相 談員活動強化事業	研修開催回数	●回	●回	●回		
障害者ピアサポート研修 事業	基礎研修修了 者数	●人	●人	●人		
	専門研修修了 者数	●人	●人	●人		
	フォローアップ 研修修了者数	●人	●人	●人		

1 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

(1) 障害者計画に関する事項

(国の障害者基本計画に準じ、9つの施策分野について、本県個別計画との整合性を図り設定。
9つの施策分野のうち、「2:情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」「5:自立した生活の支援・意思決定支援の推進」は、障害福祉計画の目標にて管理。「8:教育の振興」は、愛知県特別支援教育推進計画にて管理。)

項目 (施策分野)	障害者基本計画の目標	県の現状値 (計画策定時の直近)		本計画の目標		進捗状況			評価	取組状況 (2022年度実績)	今後の取組方策
		数値	時点	数値	時点	現状値	時点	進捗率			
共同生活援助のサービス見込量 (1:安全・安心な生活環境の整備)	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	6,077人(人/月)	2020年3月	8,208人(人/月)	2023年度	8,919人(人/月)	2023年3月	108.7%	2021年度の8,004人から増加し、2023年度の目標水準に到達した。	量的確保については、社会福祉施設等施設整備費補助金により圏域ごとの充足率を助成しながら計画的に進めるとともに、質的確保についてはサービス管理責任者研修等の充実、定期的な指導監査等を実施。	グループホーム(共同生活援助)のサービス実績を把握し、引き続き必要な見込量の確保に努める。
消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率 (3:防災、防犯等の推進)	(消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市区町数)	59% (12市)	2019年度	85%以上	2024年度	82% (27市町)	2022年度	96.4%	目標水準には至っていないが、計画策定時と比べて改善している。	以下の呼び掛け及び個別の働きかけの結果、2022年度中に岡崎市を始め3市が協議会を設置(累計人口カバー率82%)。 ・愛知県市町村消費者行政連絡会議(6月2日)、愛知県消費者安全確保地域協議会(10月26日オンライン開催)における見守り活動拡大の呼び掛け ・地域包括ケア・認知症対策室主催の研修会等における協議会に関する情報提供	地域における見守り活動拡大に向けた働きかけを行っていく。
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合 (4:権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実)	中核市等100% (2022年度) その他市町村100% (2022年度)	100% (4/4市) 94% (47/50市町村)	2020年4月1日	100% 100%	2022年度	100% (5/5市) 100% (49/49市町村)	2022年度	達成 達成	すべての市町村において対応要領が策定された。	市町村実務担当者会議等で策定に向けた積極的な対応を働きかけ、策定状況について愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会等で報告した。	目標は達成したため、今後は策定した職員対応要領の周知徹底の機会をつくるよう促していく。
障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合 (4:権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実)	中核市等100% (2022年度) その他市町村70%以上 (2022年度)	75% (3/4市) 90% (45/50市町村)	2020年4月1日	100% 100%	2022年度	100% (5/5市) 98% (48/49市町村)	2022年度	達成 98.0%	中核市等において、計画策定時と変わらなかったため、その他市町村において、目標は上回っていないものの計画策定時より割合は上回った。	市町村実務担当者会議等で設置に向けた積極的な対応をお願いし、設置状況について愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会等で報告した。	地域協議会未設置の自治体について、市町村実務担当者会議等で設置に向けた積極的な対応を働きかける。
成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合 (4:権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実)	-	7.4% (4/54市町村)	2019年10月1日	100%	2021年度	79.6% (43/54市町村)	2022年10月1日	79.6%	目標水準には至っていないが、計画策定時と比べて改善している。	○成年後見利用連携・体制整備事業(愛知県社会福祉協議会委託事業)を実施し、市町村における成年後見制度利用促進に向けた体制整備支援を行った。 ○以下、成年後見利用促進を図るため、研修を開催した。 ・愛知県成年後見制度利用推進研修開催(計1回・市町村職員等) ・愛知障害者虐待防止・権利擁護研修開催(計2回・障害福祉サービス事業所従事者等)	引き続き、市町村の体制整備に向けた支援を行う。また、成年後見利用促進を図るため、制度周知や障害者の権利擁護に係る意識向上を図るため、研修を実施する。
成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置している市町村の割合 (4:権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実)	-	20.4% (11/54市町村)	2019年10月1日	100%	2021年度	70.4% (38/54市町村)	2022年10月1日	70.4%	目標水準には至っていないが、計画策定時と比べて改善している。	同上	同上
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合 (6:保健・医療の充実)	80%以上 (2022年度)	46.50%	2020年	63%	2025年度	64.6%	2022年7月31日	102.5%	本計画の目標を達成している。	事業所向けに以下の取組を実施。 ・職場のメンタルヘルス対策セミナー4回 ・職場のメンタルヘルス対策アドバイザー・相談員派遣25回 ・啓発冊子作成5,000部	2023年度においても、職場のメンタルヘルス対策セミナーや、職場のメンタルヘルス対策アドバイザー・相談員派遣を行うとともに、啓発冊子により啓発を図っていく。
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率 (6:保健・医療の充実)	90% (2022年度)	90.40%	2018年度	100%	2022年度	90.4%	2018年度	-	愛知県歯科口腔保健基本計画の評価に合わせ、2022年度に調査を実施。(2023年度中に公表予定。)	障害者(児)歯科口腔保健推進研修事業にて、施設職員に対する研修会、派遣歯科衛生士による口腔ケアの講習会を実施。	未実施の施設に対して働きかけを行う。また、施設職員に対する口腔ケアの講習会を実施する。
障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額 (7:雇用・就業、経済的自立の支援)	前年度比増 (~2022年度)	11,697,637円	2019年度	毎年度過去調達実績最高額を上回る	2026年度	16,587,949円	2022年度	84.3%	目標である「過去調達実績最高額」(2021年度実績:19,669,771円)を上回ることができなかったが、計画策定時と比較して増加している。	発注見通しの照会時(年4回)や会議など、機会を捉えて優先調達の利用を依頼した。	2022年度に引き続き、庁内に対し優先調達の積極的な活用を依頼する。
就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額 (7:雇用・就業、経済的自立の支援)	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	16,888円	2019年度	月額(実績)19,415円 時間額(実績)260円	2023年度	月額(実績)17,653円 時間額(実績)243円	2021年度	91.0%	2022年度実績は、国の工賃実績調査に基づき2023年度中に集計を行う。 なお、2021年度の実績は、目標値である月額17,744円に届かなかったが、2020年度と比較すると、月額で831円増加し、2023年度の目標金額に向かって推移している。	○工賃向上推進事業 就労継続支援事業所等の職員を対象に商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法など専門的知識の習得を図るための基礎研修をはじめ、個別面談会、成果報告会を実施した。 ○農福連携工賃向上推進事業 就労継続支援事業所等の職員を対象に農業技術に関する専門知識やノウハウを持つアドバイザーによる集団実践指導をはじめ、啓発事業、マルシェの開催を実施した。	工賃向上に向け、基礎研修、個別面談会等の「工賃向上推進事業」及び実践指導、啓発事業等の「農福連携工賃向上推進事業」を実施し、事業所における工賃向上の具体的な取組を支援していく。
あいちアール・ブリュット展開回数 (9:文化芸術活動・スポーツ等の振興)	-	年間3回 (アール・ブリュット展含む)	2019年度	毎年度3回実施	2026年度	毎年度3回実施	2022年度	達成	あいちアール・ブリュット展を3回開催したことに加え、あいちアール・ブリュット・サテライト展、「あいちアール・ブリュット・サテライト展~国際芸術祭連携企画展~」を追加で開催。	「あいちアール・ブリュット・サテライト展~国際芸術祭連携企画展~」を開催した。	2023年度は、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」、「あいちアール・ブリュット・サテライト展(みよし市)」、「あいちアール・ブリュット・サテライト展(豊川市)」、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」を開催する。
障害者スポーツ参加促進事業の参加者数 (9:文化芸術活動・スポーツ等の振興)	-	619人	2019年度	650人	2021年度	416人	2022年度	64.0%	現状値が目標数値より大幅に低いのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、障害者の外出の機会が減ったことが原因と考えられる。	愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会、実技指導及び体験会を実施した。	引き続き感染防止対策を講じながら、障害者スポーツを通して、障害者への理解や障害のある方の社会参加を促進することに努める。

1 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

(2) 障害福祉計画に関する事項(国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき設定)

項目	第6期計画の目標	進捗状況			評価・分析	今後の取組方策																																																								
		現状	時点	進捗率																																																										
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行																																																														
①地域生活移行者数の増加	2019年度末から2023年度末における地域生活移行者数を142人とする。	地域生活移行者数 2020年度 27人 2021年度 26人 2022年度 40人 累計 93人	2022年度末	65.5%	2022年度の地域生活移行者は40人であり、内訳は自宅11人、アパート1人、グループホーム28人であった。地域移行が進まない要因として、現在、施設に入所している方の高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いことなどが考えられる。	地域での生活に関心がある方が、地域生活を具体的にイメージできるよう、グループホーム等を活用した体験事業や出前講座を実施するほか、障害がある方がどこで暮らすかを選択できるよう意思決定支援を推進する。さらに、グループホーム整備促進支援による住まいの場の確保及び支援の質の確保並びにグループホームの世話人の確保等に取り組む。																																																								
②施設入所者数の削減	2023年度末までの施設入所者削減数を61人とする。	施設入所者削減数124人 ①2019年度末時点の施設入所者 3,806人 ②2021年度末時点の施設入所者 3,748人 ③2022年度末時点の施設入所者 3,682人 ①-③=124人	2022年度末	203.8%	(参考)令和5年3月31日時点の施設入所者の状況 <table border="1"> <tr> <td>年齢別</td> <td>人数</td> <td>10代</td> <td>20代</td> <td>30代</td> <td>40代</td> <td>50代</td> <td>60代</td> <td>70代以上</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13人</td> <td>115人</td> <td>301人</td> <td>825人</td> <td>1,193人</td> <td>761人</td> <td>474人</td> <td>3,682人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>割合</td> <td>0.4%</td> <td>3.1%</td> <td>8.2%</td> <td>22.4%</td> <td>32.4%</td> <td>20.7%</td> <td>12.9%</td> <td>100%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>障害支援区分別</td> <td>人数</td> <td>区分1</td> <td>区分2</td> <td>区分3</td> <td>区分4</td> <td>区分5</td> <td>区分6</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13人</td> <td>26人</td> <td>85人</td> <td>443人</td> <td>946人</td> <td>2,189人</td> <td>3,682人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>割合</td> <td>0.4%</td> <td>0.7%</td> <td>2.3%</td> <td>12.0%</td> <td>25.7%</td> <td>58.9%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>		年齢別	人数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計			13人	115人	301人	825人	1,193人	761人	474人	3,682人		割合	0.4%	3.1%	8.2%	22.4%	32.4%	20.7%	12.9%	100%	障害支援区分別	人数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計			13人	26人	85人	443人	946人	2,189人	3,682人		割合	0.4%	0.7%	2.3%	12.0%	25.7%	58.9%
年齢別	人数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計																																																					
		13人	115人	301人	825人	1,193人	761人	474人	3,682人																																																					
	割合	0.4%	3.1%	8.2%	22.4%	32.4%	20.7%	12.9%	100%																																																					
障害支援区分別	人数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計																																																						
		13人	26人	85人	443人	946人	2,189人	3,682人																																																						
	割合	0.4%	0.7%	2.3%	12.0%	25.7%	58.9%	100.0%																																																						
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築																																																														
①地域における平均生活日数の増加	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。	地域平均生活日数(精神病床) 326.1日	2019年度退院者	-	国の「精神福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を元に目標値を定めており、国の分析結果(NDB)を元に状況を把握している。今後分析結果が示された時点で評価・分析を行う。	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において対応策の検討等を行う。また、ピアサポーターによる精神障害のある人の地域定着支援をめざす。																																																								
②1年以上長期入院患者数の削減	2023年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 精神病床における慢性期入院需要 (1)65歳以上患者数 2,349人 [2020年度3,379人から1,030人減] (2)65歳未満患者数 2,549人 [2020年度3,112人から563人減]	(1)65歳以上患者数:3,295人 [3,295人-3,379人=△84人] (2)65歳未満患者数:2,962人 [2,962人-3,112人=△150人]	2022年6月末	8.2% 26.6%	新型コロナウイルス感染症の影響で外出や外泊の機会が減り、地域移行のための準備が十分にはできなかったことが影響していると考えられる。 同上	ピアサポーターが長期入院者に対し、オンラインで退院後の地域生活がイメージできる体験談を伝える等、地域移行の取組を工夫する。 同上																																																								
③精神病床における早期退院率の上昇	2023年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。 (1)入院後3か月時点の退院率:69% (2)入院後6か月時点の退院率:86% (3)入院後1年時点の退院率:92%	(1)入院後3か月時点の退院率:68.5% (2)入院後6か月時点の退院率:84.6% (3)入院後1年時点の退院率:91.1%	2019年度入院者	- - -	国の「精神福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を元に目標値を定めており、国の分析結果(NDB)を元に状況を把握している。今後分析結果が示された時点で評価・分析を行う。	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において対応策の検討等を行う。また、医療と福祉の連携に関する研修により医療関係者に早期退院の啓発を行う。																																																								
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実																																																														
①地域生活支援拠点等の整備	2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。	54市町村(39市町及び15圏域等)で整備	2023年6月1日	達成	未整備であった3市町(清須市、北名古屋、豊山町)において、2023年6月に整備され、全市町村において、整備に至った。	各市町村において、すでに整備した地域生活支援拠点等の機能を充実・強化することができるよう、障害保健福祉圏域ごとに配置している地域アドバイザーと連携し、障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、働きかけていく。																																																								
②地域生活支援拠点等の運用状況の検証等	各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	2022年度事業の運用状況に対する検証等の実施:51市町村(予定含む)	2022年度末	94.4%	2022年度事業の運用状況に対する検証・検討の実施状況は、2023年度に実施予定を含め51市町村である(未定等は2023年6月に整備の3市町)。	地域生活移行推進部会が作成した「地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討のための手引き」などを参考に、市町村において検討・検証が円滑に行われるよう、地域アドバイザーと連携し働きかけていく。																																																								
4 福祉施設から一般就労への移行等																																																														
①福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加	2023年度における年間一般就労移行者数を1,736人とする。 就労移行支援事業所:1,269人 就労継続支援A型事業所:213人 就労継続支援B型事業所:155人 その他:99人	年間一般就労移行者数:1,866人 就労移行支援事業所:1,219人 就労継続支援A型事業所:367人 就労継続支援B型事業所:174人 自立訓練(機能訓練・生活訓練):104人 生活介護:2人	2022年度	107.5%(全体)	一般就労移行者数は、過去最多であった昨年度の1,682人を上回り、目標人数を達成した。特に、就労継続支援A型事業所では約4割増加しており、高い伸び率を示している。	一般就労への移行等に関する相談窓口を設置するなど福祉施設の取組を支援するとともに、サービス管理責任者研修等を通じて支援の質の向上を図る。また、あいち障害者雇用総合サポートデスクの運営により、企業への障害者の受入れから職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援する。さらに、初めて障害者を雇用する中小企業に対する県独自の中小企業応援障害者雇用奨励金の支給による企業側の受入れ体制の支援や、企業と芸術的な才能がある在宅障害者のマッチング事業の実施により、障害のある方の個性や能力に合わせた支援を行う。																																																								
②就労定着支援事業の利用者数の増加	2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を7割とする。	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合:約2.6割(269人/1,026人)	2022年度	37.5%	2022年4月～9月までに就労した者1,026人を母数とし、2022年度に就労定着支援事業を利用した者269人に対する事業利用率は約2.6割であった。2022年度に行った就労定着支援事業に関する実態調査によると、事業を利用しなかった主な理由として、「本人が支援を希望しなかったため」(84.6%)、「支援の必要がなくなってきたため」(42.3%)といった回答が多かった。																																																									
③就労定着支援事業所における就労定着率の向上	2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所を全体の7割以上とする。	就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所の割合:約7.1割(64事業所/90事業所)	2022年度末	101.6%	就労定着支援事業所90事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所は64事業所であり、目標を上回っている。就労定着支援事業利用者との離職理由として「体力・意欲面」「職場の雰囲気、人間関係」が多い。 就労定着支援事業所における就労定着率 <table border="1"> <tr> <td>3割未満</td> <td>3割以上5割未満</td> <td>5割以上7割未満</td> <td>7割以上8割未満</td> <td>8割以上9割未満</td> <td>9割以上9割5分未満</td> <td>9割5分以上</td> <td>不明</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>90</td> </tr> </table>		3割未満	3割以上5割未満	5割以上7割未満	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上9割5分未満	9割5分以上	不明	計	3	0	5	16	22	19	23	2	90																																						
3割未満	3割以上5割未満	5割以上7割未満	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上9割5分未満	9割5分以上	不明	計																																																						
3	0	5	16	22	19	23	2	90																																																						
5 障害児支援の提供体制の整備等																																																														
①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	(1)2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 (2)2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	(1)31市町村(圏域設置含む)で設置 (2)41市町村(圏域設置含む)で設置	2022年度末	57.4% 75.9%	未整備の市町村においては、圏域での整備など検討中のところうかがえた。	障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、障害児支援体制の構築を市町村に働きかけていく。																																																								
②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	2023年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。	難聴児支援のための中核的機能を有する体制の検討の場として協議会を設置	2023年5月末	-	2022年2月25日に国が示した「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の検討の場として、2023年5月に愛知県難聴児支援協議会を設置した。	当該協議会において関係機関等が連携し、各々の取組状況及び課題の情報共有、分析を行うとともに、必要な連携体制の構築や施策の実施に向けた検討を行っている。これにより、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画についても検討していく。																																																								
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2023年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所それぞれについて、33市町村(圏域設置含む)で確保	2022年度末	61.1%	未整備の市町村においては、圏域での確保など検討中のところうかがえた。	障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、障害児支援体制の構築を市町村に働きかけていく。																																																								
④医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	2023年度末までに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	県及び53市町村で医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	2023年4月現在	98.1%	コーディネーターの配置について、市町村に対し会議の場や通知により働きかけを行うとともに、コーディネーター養成研修を実施した。こうしたことから、県内のコーディネーター配置が進んだと考えられる。	引き続きコーディネーターの配置を市町村に対し働きかけるとともに、養成研修を実施することで、コーディネーター配置のさらなる充実を図る。																																																								
6 相談支援体制の充実・強化等																																																														
相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	市町村における2022年度の実施体制は以下のとおり ○総合的・専門的な相談支援の実施体制: 有 48市町村(見込48市町村) ○地域の相談支援体制の強化 ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数: 1,696件(見込1,267件) ・相談支援事業者の人材育成の支援件数: 454件(見込198件) ・相談機関との連携強化の取組: 825回(見込450回)	2022年度末	-	市町村の活動状況として、総合的・専門的な相談支援の実施体制は、実績が見込と同数であった。体制が整っていない市町村については基幹相談センターの設置や相談員の確保など体制強化に向けた調整等が行われている。地域の相談支援体制の強化については、いずれも実績が見込みを上回っている。	各市町村又は各圏域の相談支援体制の充実・強化の取組を推進するため、圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、相談支援体制に関する情報提供や助言等を行い、市町村の体制整備の支援を行う。また、相談支援従事者研修等において、相談支援専門員の質の向上を図る。																																																								
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築																																																														
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	①障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数:172人(見込187人) ②障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有回数:115回(見込178回)	2022年度末	-	市町村の活動状況として、障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数及び障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の活用状況は、いずれも実績が見込みを下回った。	市町村の職員等に対する障害福祉サービス等に係る研修の参加の働きかけや、事業所に行った指導監査結果の共有、福祉サービス第三者評価制度等の活用を推進により、障害福祉サービス等の質の向上に取り組む。																																																								

1 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

(3)県の地域生活支援事業の実施に関する事項(国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき設定)

事業名	指標	2021年度			2022年度			取組状況(2022年度実績)	今後の取組方針	2023年度見込
		見込	実績	見込比	見込	実績	見込比			
専門性の高い相談支援事業										
発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%	発達障害に関する相談に対応。電話相談1,473件、メール相談250件、来所相談84件、訪問相談1件	発達障害の当事者、ご家族、支援者の方などからのご相談に応じるとともに、関係機関との連携強化等により支援体制の整備を図る。	1か所
	利用実人員	1,400人	1,761人	125.8%	1,400人	1,808人	129.1%	同上	同上	1,400人
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	支援拠点機関設置数	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%	高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施 高次脳機能障害者支援拠点機関 ・名古屋総合リハビリテーションセンター ・特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」	高次脳機能障害のある人が、身近な地域で適切な支援を受けるよう、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター向けの研修を実施するとともに、医療機関等との連携を強化し、地域で支える仕組みづくりに取り組んでいく。	2か所
	相談支援実人員	700人	740人	105.7%	700人	748人	106.9%	高次脳機能障害者支援拠点機関において、高次脳機能障害のある方や家族等への相談支援を実施。	同上	700人
障害児等療育支援事業	実施か所数	12か所	12か所	100.0%	12か所	12か所	100.0%	拠点施設である医療療育総合センター及び11か所の支援施設により、在宅の障害児者やその家族の地域生活を支えるため、身近な地域での療育指導や療育相談等を実施。	在宅の障害児者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、引き続き療育指導や療育相談等を行う。	12か所
障害者就業・生活支援センター運営事業	実施か所数	12か所	12か所	100%	12か所	12か所	100%	11圏域(12センター)において、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を実施した。	引き続き、障害者就業・生活支援センター運営事業を実施し、就業面と生活面の一体的かつ総合的な支援を提供することにより、障害者の職業生活における自立を図っていく。	12か所
	実利用見込み者数	9,700人	9,210人	94.9%	10,500人	8,769人	83.5%			11,300人
広域的な支援事業										
相談支援体制整備事業	実施か所数	11圏域	11圏域	100.0%	11圏域	11圏域	100%	各圏域に地域アドバイザーを配置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づいて、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導などを実施。	地域アドバイザーを活用し、地域における課題の解決に向けた情報提供や助言等の支援を行うことで、各地域の相談支援体制の充実を図っていく。	11圏域
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会	開催回数	保健所で1回	2圏域/11圏域	18.2%	保健所で1回	11圏域/11圏域	100%	精神障害者地域精神保健福祉推進協議会を全圏域で開催。(7圏域で対面開催、4圏域で書面開催)	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加を目的として、各地域において取り組むべき施策を協議する。	保健所で1回
ピアサポートの活用	ピアサポーター養成研修受講者数	30人	95人	317%	30人	71人	236.7%	講義「ピアサポーターとは」和歌山県地域活動支援C支援員・ピアサポーター報告「愛知県のピアサポーター活動の報告」(社福)アザレア福祉会 理事長 講義「ピアサポーターだからできること」千葉県ピアサポーター参加者 当事者48名 支援者(ピアスタッフを含む)23名	2022年度は新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンラインにより研修を開催した。ピアサポーターについて、養成数の増加のみならず養成者の資質の向上も図るため、研修内容を工夫する。	30人
	家族ピアサポート相談件数	280件	266件	95.0%	290件	211件	72.8%	家族会による電話相談を実施。本人からの相談75回、親族からの相談122回、その他からの相談14回、合計211回。統合失調症をお持ちの方または関係者からの相談が一番多かった。	2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、周知の機会が減っていた。同感染症の影響を注視しつつ、オンラインによる研修等で周知を図る。	300件
災害時心のケア体制整備支援事業	専門相談員の有無	有	22人	—	有	34人	—	大規模災害時における被災者や被災した精神疾患患者等への対応方法に関する研修を実施(2022年8月23日) 講演名「災害時の心理的応急処置(サイコロジカル・ファーストエイド:PFA)について」 対象者 市町村職員、保健所職員等 内容 講義、グループワーク	災害時の心理的応急処置について、被災者へのこころのケアのため、感染症対策を十分に講じながら、研修を実施していく。	有
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	地域協議会開催回数	3回	3回	100%	3回	3回	100%	発達障害者支援体制整備推進協議会を3回開催(2022年7月28日、11月24日、2023年3月23日)、各30名程度参加	引き続き、愛知県における発達障害者の乳幼児期から成人期までの生涯を通じた一貫した支援体制の整備の構築について、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体等の連携協力により検討し、発達障害者の福祉の向上を図る。	3回
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣										
手話通訳者養成研修事業	養成講習修了見込者数	40人	26人	65.0%	40人	33人	82.5%	聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、手話通訳者を養成する講習会を開催	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受講控え等のため、修了者数が見込を下回った。希望する方が研修を受講できるよう周知に努める。	40人
手話通訳者派遣事業	利用見込件数	170件	139件	81.8%	170件	138件	81.2%	主に市町村での対応が困難な派遣等へ手話通訳者を派遣 派遣人数:249人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等のため、利用件数が見込みを下回った。引き続き、事業内容の周知を図り、派遣事業の利用促進に努める。	170件
要約筆記者養成研修事業	養成講習修了見込者数	40人	14人	35.0%	40人	8人	20.0%	聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、要約筆記者を養成する講習会を開催	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受講控え等のため、修了者数が見込を下回った。希望する方が研修を受講できるよう周知に努める。	40人
要約筆記者派遣事業	利用見込件数	85件	55件	64.7%	85件	69件	81.2%	主に複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等へ要約筆記者を派遣 派遣人数:203人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等のため、利用件数が見込みを下回った。引き続き、事業内容の周知を図り、派遣事業の利用促進に努める。	85件
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	養成講習修了見込者数	40人	6人	15.0%	40人	8人	20.0%	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する講習会を開催	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ禍における通訳・介助方法を学ぶ現任研修を行う必要が生じた。そのため、1箇所あたり定員20人で2箇所行う予定であった養成講習会を1箇所へ減らし、当該現任研修を実施することとしたため、修了者数が見込みを下回った。2023年度は養成講習会を2箇所で行う。	40人
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用見込件数	1,600件	812件	50.8%	1,600件	1,023件	63.9%	コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 派遣人数:1,131人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等のため、利用件数が見込みを下回った。引き続き、事業内容の周知を図り、派遣事業の利用促進に努める。	1,600件
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	養成講習修了見込者数	30人	12人	40.0%	30人	17人	56.7%	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症向け意思疎通支援者を養成する講習会を開催	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講習会の定員を制限せざるを得ず、修了者数が見込みを下回った。希望する方が研修を受講できるよう周知に努める。	30人
失語症向け意思疎通支援者派遣事業	利用見込件数	150件	15件	10.0%	150件	30件	20.0%	失語症者のコミュニケーション等の支援を行う失語症向け意思疎通支援者を派遣 派遣人数:31人	2020年度に事業開始し、利用拡大を図っているところであり、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等も影響し、利用件数が見込みを下回った。引き続き事業内容の周知を図り、派遣事業の利用促進に努める。	150件
人材育成等その他の事業										
相談支援従事者研修事業	現任研修修了者数	200人	293人	146.5%	200人	184人	92.0%	相談支援従事者研修のうち、初任者研修または現任研修を修了した者に対する資格更新の研修 ・受講対象者 2018年度までに初任者研修または現任研修を修了した者 ・研修回数 1回	サービス利用計画の作成やモニタリング、相談支援等を行う相談支援専門員の資質向上を図るため、感染症対策を十分に講じながら、計画的に研修を実施していく。	200人
	主任研修修了者数	48人	0人	0%	48人	35人	72.9%	相談支援専門員のうち、通算3年以上の相談支援業務経験があり、かつ十分な知識と経験を有する者を対象とした研修で、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などの中核的な役割を担うことができる者を養成することを旨とする研修 ・研修回数 1回	同上	48人
サービス管理責任者等養成研修事業	更新研修修了者数	2,000人	1,315人	65.8%	2,600人	1,102人	44.1%	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を修了した者に対する資格更新の研修 ・受講対象者 2018年度までにサビ管研修を修了した者 ・研修回数 16回	研修制度の見直しに伴う経過措置期間である2023年度末までに、希望する方が必要な研修を受講できるよう計画的に研修を実施していく。	1,200人
身体障害者・地域障害者相談員活動強化事業	研修開催回数	1回	1回	100%	1回	1回	100%	身体・知的障害者相談員に対し、相談業務における知識・技能について講義等を通して習得することを目的として開催 ・受講対象者 身体障害者相談員及び知的障害者相談員 ・研修回数 1回	身体・知的障害者相談員を対象とした研修を実施することで、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図っていく。	1回

2 障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績等について

(1) 障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績について

ア 訪問系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	見込比 ②/①
訪問系サービス 合計 (ア)～(オ)の合計	時間/月	588,770	601,742	102.2%	626,093	652,445	104.2%	666,788		
(ア)居宅介護	時間/月		345,069			374,403				
(イ)重度訪問介護	時間/月		211,579			225,594				
(ウ)同行援護	時間/月		21,746			22,980				
(エ)行動援護	時間/月		23,349			29,468				
(オ)重度障害者等包括支援	時間/月		0			0				

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計

イ 日中活動系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	見込比 ②/①
生活介護	人日/月	296,093	301,317	101.8%	304,872	312,668	102.6%	313,825		
	人/月	15,369	15,204	98.9%	15,820	15,653	98.9%	16,283		
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1,752	996	56.8%	1,929	1,270	65.8%	2,135		
	人/月	157	97	61.8%	175	117	66.9%	198		
自立訓練(生活訓練)	人日/月	8,908	8,185	91.9%	9,631	8,477	88.0%	10,453		
	人/月	568	618	108.8%	621	669	107.7%	683		
就労移行支援	人日/月	42,132	43,262	102.7%	45,757	44,214	96.6%	49,404		
	人/月	2,560	2,501	97.7%	2,783	2,539	91.2%	3,022		
就労継続支援A型	人日/月	105,584	116,422	110.3%	108,525	125,127	115.3%	112,405		
	人/月	5,341	5,804	108.7%	5,495	6,213	113.1%	5,690		
就労継続支援B型	人日/月	219,805	242,198	110.2%	237,387	275,942	116.2%	256,103		
	人/月	13,169	13,793	104.7%	14,161	15,642	110.5%	15,221		
就労定着支援	人/月	1,304	1,049	80.4%	1,561	965	61.8%	1,847		
福祉型短期入所	人日/月	22,399	14,830	66.2%	24,002	18,153	75.6%	25,648		
	人/月	3,766	2,669	70.9%	4,034	3,404	84.4%	4,313		
医療型短期入所	人日/月	1,553	796	51.3%	1,719	1,198	69.7%	1,927		
	人/月	310	223	71.9%	351	326	92.9%	396		
療養介護	人/月	691	650	94.1%	719	647	90.0%	749		

ウ 居住系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	見込比 ②/①
自立生活援助	人/月	118	32	27.1%	141	25	17.7%	174		
グループホーム	人/月	7,002	8,004	114.3%	7,581	8,919	117.6%	8,208		
施設入所支援	人/月	4,017	3,758	93.6%	3,993	3,811	95.4%	3,948		

エ 相談支援

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	見込比 ②/①
計画相談支援	人/月	11,242	11,888	105.7%	12,175	12,820	105.3%	13,154		
地域移行支援	人/月	139	48	34.5%	163	74	45.4%	187		
地域定着支援	人/月	186	163	87.6%	211	152	72.0%	246		

オ 障害児支援

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	見込比 ②/①
児童発達支援	人日/月	63,792	70,437	110.4%	68,706	84,636	123.2%	73,506		
	人/月	6,573	7,694	117.1%	7,101	8,500	119.7%	7,652		
医療型児童発達支援	人日/月	605	229	37.9%	666	245	36.8%	755		
	人/月	86	41	47.7%	97	41	42.3%	108		
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	294	43	14.6%	352	23	6.5%	429		
	人/月	39	14	35.9%	50	7	14.0%	64		
放課後等デイサービス	人日/月	198,895	193,656	97.4%	213,426	232,634	109.0%	228,584		
	人/月	17,357	16,392	94.4%	18,674	18,575	99.5%	20,055		
保育所等訪問支援	人日/月	575	698	121.4%	719	997	138.7%	925		
	人/月	416	595	143.0%	497	769	154.7%	595		
障害児相談支援	人日/月	3,706	3,927	106.0%	4,035	4,706	116.6%	4,388		
福祉型障害児入所施設	人/月	343	320	93.3%	343	312	91.0%	343		
医療型障害児入所施設	人/月	148	152	102.7%	161	155	96.3%	161		

※福祉型・医療型障害児入所施設の実績は年度中入所者が最も多かった月

(参考)2022年度障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績(詳細)

ア 訪問系サービス

サービス種別	単位	2022年度							2021年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (2023.3実績)	実績 ③(障害別)					実績 ④ (2022.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児		
訪問系サービス 合計 (ア)～(オ)の合計	時間/月	626,093	652,445	441,948	97,747	93,395	4,965	14,390	601,742	108.4%
(ア)居宅介護	時間/月		374,403						345,069	108.5%
(イ)重度訪問介護	時間/月		225,594						211,579	106.6%
(ウ)同行援護	時間/月		22,980						21,746	105.7%
(エ)行動援護	時間/月		29,468						23,349	126.2%
(オ)重度障害者等包括支援	時間/月		0						0	

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計

※国の基本指針に即して、訪問系サービスの見込量は一括で算出

イ 日中活動系サービス

サービス種別	単位	2022年度							2021年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (2023.3実績)	実績 ③(障害別)					実績 ④ (2022.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児		
生活介護	人日/月	304,872	312,668	74,695	226,405	11,378	167	23	301,317	103.8%
	人/月	15,820	15,653	4,062	10,865	713	12	1	15,204	103.0%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1,929	1,270	653	23	594	0	0	996	127.5%
	人/月	175	117	72	2	43	0	0	97	120.6%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	9,631	8,477	363	1,487	6,624	3	0	8,185	103.6%
	人/月	621	669	20	86	562	1	0	618	108.3%
就労移行支援	人日/月	45,757	44,214	2,627	9,001	32,364	212	10	43,262	102.2%
	人/月	2,783	2,539	156	482	1,885	14	2	2,501	101.5%
就労継続支援A型	人日/月	108,525	125,127	23,650	31,751	67,745	1,967	14	116,422	107.5%
	人/月	5,495	6,213	1,152	1,522	3,440	98	1	5,804	107.0%
就労継続支援B型	人日/月	237,387	275,942	36,976	120,448	117,308	1,174	36	242,198	113.9%
	人/月	14,161	15,642	2,071	5,996	7,505	68	2	13,793	113.4%
就労定着支援	人/月	1,561	965	63	323	576	3	0	1,049	92.0%
福祉型短期入所	人日/月	24,002	18,153	3,001	11,739	913	41	2,459	14,830	122.4%
	人/月	4,034	3,404	539	2,189	137	11	528	2,669	127.5%
医療型短期入所	人日/月	1,719	1,198	554	109	2	2	531	796	150.5%
	人/月	351	326	154	29	0	1	142	223	146.2%
療養介護	人/月	719	647	575	72	0	0	0	650	99.5%

ウ 居住系サービス

サービス種別	単位	2022年度							2021年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (2023.3実績)	実績 ③(障害別)					実績 ④ (2022.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児		
自立生活援助	人/月	141	25	3	6	16	0	0	32	78.1%
グループホーム	人/月	7,581	8,919	813	5,256	2,839	9	2	8,004	111.4%
施設入所支援	人/月	3,993	3,811	1,251	2,503	57	0	0	3,758	101.4%

エ 相談支援

サービス種別	単位	2022年度							2021年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (2023.3実績)	実績 ③(障害別)					実績 ④ (2022.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児		
計画相談支援	人/月	12,175	12,820	2,552	5,188	4,999	49	32	11,888	107.8%
地域移行支援	人/月	163	74	5	9	60	0	0	48	154.2%
地域定着支援	人/月	211	152	14	48	89	1	0	163	93.3%

オ 障害児支援

サービス種別	単位	2022年度		2021年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (2023.3実績)	実績 ④ (2022.3実績)	増加率 (②/④)
児童発達支援	人日/月	68,706	84,636	70,437	120.2%
	人/月	7,101	8,500	7,694	110.5%
医療型児童発達支援	人日/月	666	245	229	107.0%
	人/月	97	41	41	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	352	23	43	53.5%
	人/月	50	7	14	50.0%
放課後等デイサービス	人日/月	213,426	232,634	193,656	120.1%
	人/月	18,674	18,575	16,392	113.3%
保育所等訪問支援	人日/月	719	997	698	142.8%
	人/月	497	769	595	129.2%
障害児相談支援	人日/月	4,035	4,706	3,927	119.8%
福祉型障害児入所施設	人/月	343	312	320	97.5%
医療型障害児入所施設	人/月	161	155	152	102.0%

※福祉型・医療型障害児入所施設の実績は年度中入所者が最も多かった月

(参考)圏域別の主な障害福祉サービス等の見込量と実績

サービス種別	単位	海部				尾張中部				尾張東部				尾張西部				尾張北部				知多半島				西三河北部				
		見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	
1)訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	10,775	12,183	113.1%	41.2%	7,040	6,376	90.6%	48.8%	16,187	15,455	95.5%	43.2%	26,660	22,946	86.1%	20.2%	24,436	30,808	126.1%	24.6%	22,731	21,185	93.2%	27.2%	21,399	22,154	103.5%	15.6%
	居宅介護	時間/月		9,862		42.4%		4,233		31.5%		10,458		28.5%		18,139		17.2%		24,690		16.0%		14,641		30.7%		15,258		6.6%
	重度訪問介護	時間/月		1,623		44.4%		1,805		92.1%		3,733		90.5%		2,841		35.8%		4,249		73.5%		5,379		33.9%		5,389		41.1%
	同行援護	時間/月		305		25.2%		199		37.7%		838		26.5%		914		14.3%		1,020		19.9%		299		1.7%		1,329		1.8%
	行動援護	時間/月		393		8.4%		139		62.7%		426		43.9%		1,052		44.2%		849		46.1%		866		17.9%		178		50.1%
	重度障害者等 包括支援	時間/月		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-
2)日中活動系 サービス	生活介護	人日/月	11,819	12,268	103.8%	26.4%	6,012	6,339	105.4%	42.1%	14,847	16,190	109.0%	28.4%	21,452	24,702	115.2%	18.5%	28,809	29,805	103.5%	15.6%	23,923	23,886	99.8%	12.7%	18,700	20,150	107.8%	14.1%
	就労移行支援	人日/月	2,225	1,839	82.7%	57.8%	626	1,089	174.0%	74.1%	2,856	2,810	98.4%	52.5%	2,541	3,113	122.5%	28.5%	3,829	3,860	100.8%	45.9%	3,323	2,886	86.8%	47.0%	3,450	4,045	117.2%	12.3%
	就労継続支援 (A型)	人日/月	8,570	9,137	106.6%	24.0%	3,007	3,667	121.9%	50.3%	5,272	6,464	122.6%	38.3%	10,951	11,066	101.1%	18.9%	12,288	13,597	110.7%	19.2%	3,963	4,487	113.2%	43.3%	4,100	4,985	121.6%	23.4%
	就労継続支援 (B型)	人日/月	14,137	16,172	114.4%	15.6%	3,317	4,550	137.2%	46.8%	10,881	13,007	119.5%	21.0%	24,787	20,821	84.0%	16.5%	21,072	27,284	129.5%	14.0%	20,939	23,763	113.5%	7.2%	11,212	13,696	122.2%	23.1%
	福祉型短期入所	人日/月	952	931	97.8%	16.2%	578	358	61.9%	53.9%	919	876	95.3%	50.6%	1,516	1,136	74.9%	18.2%	1,451	1,090	75.1%	20.8%	1,179	1,096	93.0%	10.6%	1,270	1,126	88.7%	28.5%
3)居住系サービス	グループホーム	人/月	420	466	111.0%	33.6%	116	171	147.4%	58.0%	371	394	106.2%	47.5%	629	684	108.7%	23.7%	640	785	122.7%	41.9%	623	712	114.3%	17.3%	355	370	104.2%	32.5%
	施設入所支援	人/月	201	197	98.0%	39.1%	97	90	92.8%	55.3%	180	176	97.8%	71.4%	267	272	101.9%	39.0%	462	453	98.1%	18.5%	235	243	103.4%	35.3%	251	256	102.0%	32.8%
4)相談支援	計画相談支援	人/月	591	652	110.3%	18.8%	158	213	134.8%	31.8%	497	517	104.0%	12.7%	1,083	988	91.2%	13.1%	1,108	1,049	94.7%	15.1%	1,037	896	86.4%	7.8%	302	444	147.0%	13.3%
5)障害児支援	児童発達支援	人日/月	1,662	3,755	225.9%	19.1%	1,279	2,204	172.3%	21.9%	5,748	5,449	94.8%	30.1%	4,660	6,291	135.0%	11.0%	8,139	11,964	147.0%	7.4%	6,697	7,933	118.5%	8.9%	2,750	4,425	160.9%	6.5%
	放課後等デイ サービス	人日/月	10,966	12,393	113.0%	12.2%	4,380	4,579	104.5%	38.0%	16,533	17,216	104.1%	16.7%	17,534	18,210	103.9%	12.1%	22,537	28,697	127.3%	7.2%	14,851	17,358	116.9%	4.0%	11,340	13,136	115.8%	8.9%
	障害児相談支援	人/月	194	254	130.9%	7.3%	114	182	159.6%	38.2%	232	263	113.4%	5.5%	264	231	87.5%	11.9%	700	644	92.0%	0.0%	517	542	104.8%	2.6%	273	283	103.7%	1.8%

サービス種別	単位	西三河南部東				西三河南部西				東三河北部				東三河南部				小計(名古屋除く)				名古屋				愛知県合計			
		見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	2023年3月 利用実績 ②	②/①	
1)訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	8,864	11,921	134.5%	7.6%	20,263	20,618	101.8%	25.6%	1,743	1,524	87.4%	7.9%	29,295	29,862	101.9%	11.4%	189,393	195,032	103.0%		436,700	457,413	104.7%	4.9%	626,093	652,445	104.2%
	居宅介護	時間/月		9,813		2.4%		12,457		5.0%		1,336		3.9%		20,030		2.6%		140,917				233,486		3.3%		374,403	
	重度訪問介護	時間/月		1,080		45.6%		7,388		61.8%		0		-		7,675		36.4%		41,162				184,432		7.3%		225,594	
	同行援護	時間/月		712		8.6%		586		7.1%		50		96.8%		1,822		1.7%		8,074				14,906		3.2%		22,980	
	行動援護	時間/月		316		29.9%		187		28.8%		138		5.3%		335		26.1%		4,879				24,589		1.4%		29,468	
	重度障害者等 包括支援	時間/月		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-			
2)日中活動系 サービス	生活介護	人日/月	13,487	14,357	106.5%	22.7%	25,251	24,284	96.2%	20.7%	3,176	3,570	112.4%	57.6%	37,076	38,169	102.9%	4.7%	204,552	213,720	104.5%		100,320	98,948	98.6%	16.0%	304,872	312,668	102.6%
	就労移行支援	人日/月	2,327	2,135	91.7%	19.7%	3,249	3,618	111.4%	23.2%	273	229	83.9%	23.4%	3,458	2,827	81.8%	4.7%	28,157	28,451	101.0%		17,600	15,763	89.6%	2.1%	45,757	44,214	96.6%
	就労継続支援 (A型)	人日/月	3,882	5,523	142.3%	17.0%	8,724	9,937	113.9%	7.3%	386	477	123.6%	13.0%	5,382	6,231	115.8%	5.7%	66,525	75,571	113.6%		42,000	49,556	118.0%	4.8%	108,525	125,127	115.3%
	就労継続支援 (B型)	人日/月	15,594	19,865	127.4%	9.5%	20,616	23,163	112.4%	11.4%	2,177	2,478	113.8%	27.1%	28,380	27,171	95.7%	1.6%	173,112	191,970	110.9%		64,275	83,972	130.6%	9.7%	237,387	275,942	116.2%
福祉型短期入所	人日/月	887	728	82.1%	20.3%	1,592	1,393	87.5%	20.1%	161	117	72.7%	16.3%	1,818	1,445	79.5%	2.5%	12,323	10,296	83.6%		11,679	7,857	67.3%	6.7%	24,002	18,153	75.6%	
3)居住系サービス	グループホーム	人/月	163	325	199.4%	23.8%	532	583	109.6%	34.5%	71	92	129.6%	38.3%	726	888	122.3%	3.0%	4,646	5,470	117.7%		2,935	3,449	117.5%	14.3%	7,581	8,919	117.6%
	施設入所支援	人/月	238	232	97.5%	46.5%	317	318	100.3%	50.2%	71	73	102.8%	53.9%	592	540	91.2%	11.3%	2,911	2,850	97.9%		1,082	961	88.8%	43.4%	3,993	3,811	95.4%
4)相談支援	計画相談支援	人/月	536	620	115.7%	8.4%	842	813	96.6%	8.0%	192	188	97.9%	9.4%	1,804	1,633	90.5%	2.4%	8,150	8,013	98.3%		4,025	4,807	119.4%	5.0%	12,175	12,820	105.3%
5)障害児支援	児童発達支援	人日/月	4,406	6,010	136.4%	8.3%	6,177	7,456	120.7%	3.8%	254	470	185.0%	24.6%	5,634	7,583	134.6%	0.8%	47,406	63,540	134.0%		21,300	21,096	99.0%	0.0%	68,706	84,636	123.2%
	放課後等デイ サービス	人日/月	11,311	16,811	148.6%	1.9%	15,757	19,153	121.6%	3.7%	580	672	115.9%	35.4%	16,148	21,407	132.6%	0.7%	141,937	169,632	119.5%		71,489	63,002	88.1%	0.0%	213,426	232,634	109.0%
	障害児相談支援	人/月	266	366	137.6%	0.5%	410	615	150.0%	1.1%	41	45	109.8%	1.0%	594	660	111.1%	0.1%	3,605	4,085	113.3%		430	621	144.4%	13.6%	4,035	4,706	116.6%

(2)障害福祉サービス等以外の見込量に対する実績について

ア 子ども・子育て支援等

種別	定量的な目標					
	2021年度		2022年度		2023年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
保育所・認定こども園	6,599人	6,996人	6,711人	7,241人	6,828人	
放課後児童健全育成事業	1,805人	1,818人	1,838人	1,957人	1,875人	

イ 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置

目標	2023年度の見込量		2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	4人	4人	4人	
	市町村	217人	211人	266人	

ウ 就労支援

目標	2023年度の見込量	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	就労移行支援事業	1,269人	1,174人	1,219人
	就労継続支援事業A型	213人	260人	367人
	就労継続支援事業B型	155人	153人	174人
障害者に対する職業訓練の受講者数	38人	62人	77人	
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	2,747人	3,553人	3,779人	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	1,030人	1,145人	1,242人	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	116人	80人	106人	

エ 発達障害のある人に対する支援

目標	2023年度の見込量	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
発達障害者支援地域協議会の開催回数	年3回	年3回	年3回	
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,400件	1,761件	1,808件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	70件	44件	68件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発研修	20件	66件	58件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	617件	377件	498件	
ペアレントメンターの人数	115人	55人	80人	
ピアサポートの活動への参加人数	907人	833人	981人	

オ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	2023年度の見込量	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
精神障害者の地域移行支援の利用者数/月	165人	40人	60人	
精神障害者の地域定着支援の利用者数/月	169人	97人	89人	
精神障害者の共同生活援助の利用者数/月	2,010人	2,258人	2,839人	
精神障害者の自立生活援助の利用者数/月	114人	20人	16人	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	<ul style="list-style-type: none"> 在宅:11,338人 精神病床以外の病床:1,678人 障害福祉施設:481人 介護施設:1,760人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅:11,040人 精神病床以外の病床:1,584人 障害福祉施設:1,392人 介護施設:1,164人 <small>※2021年6月退院患者数を元に算出</small>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅:10,512人 精神病床以外の病床:1,488人 障害福祉施設:1,188人 介護施設:2,088人 <small>※2022年6月退院患者数を元に算出</small>	

カ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

目標	2023年度の見込量	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
指導監査結果の関係市町村との共有	<ul style="list-style-type: none"> 共有する体制：有 共有回数：指導監査回数と同じ回数（指導監査の実施後、その都度、結果を市町村職員と共有する） 	<ul style="list-style-type: none"> 共有する体制：有 共有回数：369回 	<ul style="list-style-type: none"> 共有する体制：有 共有回数：593回 	

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

1 趣旨

- 愛知県障害者差別解消推進条例（2015年12月公布・一部施行、2016年4月全面施行）について、附則に規定した施行3年経過後の見直しを行う。
- また、国において、障害者差別解消法（2013年6月公布、2016年4月施行）の施行3年後の見直しにより、2021年6月に一部改正法が公布された（施行は公布から3年以内）ことから、法改正に伴う見直しを合わせて行う。

2 検討状況

○検討の過程

2021年 7月	愛知県障害者施策審議会にワーキンググループ（WG）を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体、事業者団体等にヒアリングを実施 ・ヒアリング結果をWG・施策審に報告し、意見を聴取・集約
9月	第1回WG	
11月	第2回WG	
12月	愛知県障害者施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本方針」改定の動きを注視しつつ、意見を聴取・集約
2022年 2月	第3回WG	
3月	愛知県障害者施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本方針」改定を踏まえ、意見を聴取・集約
7月	愛知県障害者施策審議会	
12月	愛知県障害者施策審議会	
2023年 2月	第1回WG	
2023年 3月	愛知県障害者施策審議会	

【基本方針の主な改定内容】

基本方針 各章	主な改定内容
第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向	「2 基本的な考え方」に「共生社会の実現」「社会モデルの考え方の浸透」などを追記。
第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項	「1 法の対象範囲」に「高次脳機能障害」「難病等に起因する障害」を含むことを追記。 「2 不当な差別的取扱い」「3 合理的配慮」に「事例」を新設。
第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項	「2 対応要領」の記載事項に「具体例を記載する際の留意点」を追記。
第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項	「2 対応指針」の記載事項に「具体例を記載する際の留意点」「事業者における制度等の整備」等を追記。
第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項	「相談対応の基本的な考え方」「人材の確保・育成」などを新設。
第6 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項	「国家資格試験の実施等に当たり、障害特性に応じた合理的配慮を提供する」ことなどを追記。

3 見直しのポイント

①定義の明確化【第2条】

○WGの定義を求める意見をふまえ、以下の項目を新設・追記

項目	定義（国の「基本方針」の定義を参考に規定）
不当な差別的取扱い【新設】	障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財、サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては伏さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。
合理的配慮【新設】	障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
障害者【追記】	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
事業者【追記】	商業その他の事業を行う者であり、目的の営利、非営利、個人、法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者をいう。

②「助言、あっせん又は指導の求め等」の対象範囲の拡大【第13条】

○現行は、不当な差別的取扱いの禁止違反が対象。WGにおいて合理的配慮の提供違反も対象とすべきとの意見あり。
⇒法改正により民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、対象を拡大。

③その他（法改正への対応）

法改正の内容	対応する条文
国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加	【条例第4条（県の責務）】 （現行）市町村との連携を規定 ⇒国との連携の規定を追記
事業者による合理的配慮の提供義務化	【条例第9条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）】 （現行）努力義務 ⇒義務化
支援措置の強化	【条例第10条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）】 （現行）相談窓口の設置等必要な体制の整備を規定 ⇒人材の育成及び確保の措置を追記
	【現行規定なし】 ⇒義務規定により新設

障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況

第 1 回障害者相談支援アドバイザー会議 2023 年 6 月 30 日開催

議題 1 地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等について

地域生活支援拠点等の整備状況（令和 5 年 6 月 1 日現在）及び各市町村における運用状況の検証・検討の実施状況について報告を行った。

整備状況 整備済 5 4 市町村

運用状況の検証・検討 2021 年度事業に対し検証・検討を実施（予定含む） 5 1 市町村、未定等 3 市町

[第 6 期障害福祉計画での目標]

- ・ 2023 年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ確保する。
- ・ 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

議題 2 令和 4 年度地域アドバイザー事業の取組状況

令和 4 年度の地域アドバイザーの活動状況（市町村自立支援協議会等への参加、広域的な課題解決に向けた支援、研修等を通じた人材育成、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置や機能充実に向けた働きかけの実施）について報告を行った。

<主な意見>

- 相談支援専門員の質について、向上する必要があると感じる。本人の自助努力だけでなく、事業所も巻き込んだ仕組みづくりも必要ではないかと考える。圏域ごとに課題をまとめ、その対応状況について変遷を追うのも面白いのではないか。
- セルフプラン率を見る場合、適切に本人の意思決定が反映されているものか注意すべき。
- 地域アドバイザーとして、市町村等に対し助言などを行うにあたり、市町村ごとの相談支援従事者現任研修の修了者数についても参考に情報提供いただきたい。
- 発災時の障害者の避難対応については、すでに福祉あるいは防災計画において定めがあると思われるが、実際の災害現場での当事者の意見についても情報共有が図られるとよい。

令和5年度グループホーム整備促進支援制度 事業実施計画

1 事業スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回 打合せ		スタートアップ 相談会		グループホーム 見学・相談会		第2回 打合せ		モニタリング 調査	グループホーム 相談会		第3回 打合せ

2 事業内容

	スタートアップ相談会	グループホーム見学・相談会	グループホーム相談会	モニタリング調査
対 象	新規開設事業者	新規開設事業者	既設事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日中支援型グループホーム ・前年度中に、法人として始めて開設したグループホーム ・地域アドバイザーから要望があったグループホーム
実施方法	集合型	現地又はオンライン	集合型	対面又はオンライン
事業内容	午前（講義・ビデオ上映会） グループホームの基礎、指定手続き、監査のポイント、運営等について概要を説明 午後（グループ相談会） グループに分かれ相談会を実施。	グループホームの見学相談会	午前（講義） 運営上のアドバイス（増設のメリット、行動障害のある方への支援）、障害者虐待防止の取組、監査のポイント 午後（グループ相談会） 経営者向けと支援者向けにグループに分かれ相談会を実施。	管理者向け <ul style="list-style-type: none"> ・運営の原則 ・本人の意思の尊重 ・職員間の風通し ・緊急時の対応 利用者向け ※ 可能であれば、相談支援専門員のモニタリング調査の際に聞き取り調査を依頼。

3 令和5年度事業の見直し

モニタリング調査に関して、より質に重点を置いた事業を実施することを目的として、令和4年度に開設2年目以降の日中支援型グループホームも調査対象に加えており、令和5年度は対象数をさらに拡大して実施する。

第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況

I 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校

※義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含め、数値を計上しています。

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 校(園)内支援体制の充実

- ①目標・・・毎年度、専門研修を実施する
- ②令和4年度の実施数・・・13講座実施

→ 一人の幼児児童生徒を複数の教員がそれぞれの立場による専門性を発揮して支援・指導できるように、校(園)内支援体制の効果的な活用を進めます。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上

◎個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率

- ①目標・・・100% (令和5年度)
- ②令和4年度の作成率(%) <愛知県調査：名古屋市・私立を除く>

	幼稚園	小学校・義務教育学校(前期)			中学校・義務教育学校(後期)			高等学校	
		A特別支援学級	B通級による指導	通常の学級(A,B以外)	C特別支援学級	D通級による指導	通常の学級(C,D以外)	E通級による指導	通常の学級(E以外)
指導計画	100	100	100	79.8	99.9	100	80.4	100	78.6
教育支援計画	97.8	100	100.0 (99.98)	78.2	99.9	100	83.7	100	68.3

※ 作成率は、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、「作成している」幼児児童生徒の割合を算出

→ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に個別の教育支援計画及び個別の指導計画の有効性を引き続き伝えるため、個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がなくなる個別の教育支援計画を始めましょう」等を積極的に活用するよう周知します。

◎支援情報の引継ぎ率(公立中学校から高等学校等への引継ぎ)

- ①目標・・・100% (令和5年度)
- ②令和4年3月の引継ぎ率(%) <愛知県調査：名古屋市を除く>

	公立高校	私立高校	教育訓練機関等	特別支援学校	就職	その他	合計
令和4年3月	65.4	75.1	72.3	98.8	6.3	22.0	75.5

※ 個別の教育支援計画を作成している生徒のうち、引き継がれた生徒の割合で算出

→ 「中高連携特別支援教育推進校研究」により、個別の教育支援計画を引継ぐ中で、関係者同士が中高連絡会などの場で顔を合わせ、連携を深めることの重要性が明らかとなりました。この成果を市町村教育委員会や高等学校等に還元し、引継ぎ率を向上させます。

(3) 適切な教育支援の推進

- ①目標・・・毎年度、早期教育相談を実施する
- ②令和4年度の実施数・・・県内7会場で実施

→ 特別な支援を必要とする乳幼児やその保護者に対して必要な支援・助言を行うよう、早期からの教育相談の充実を図ります。

(4) 特別支援学校との連携強化

- ①目標・・・毎年度、障害種別に応じた教育充実強化モデル事業を実施する
- ②令和4年度の実施事業・・・視覚障害教育充実強化モデル事業(安城市) 知的障害教育充実強化モデル事業(蒲郡市)

→ モデル事業を引き続き推進し、その成果を市町村教育委員会及び学校に還元して、幼稚園・保育所等及び小中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を推進するとともに、教員の力量を高め、障害種に応じた教育の充実を図ります。

(5) 関係機関によるネットワークの形成

- ①目標・・・毎年度、市町村特別支援教育連携協議会の実態調査・取組発信をする。
- ②令和4年度の取組・・・第2回愛知県特別支援教育連携協議会において、市町村特別支援教育連携協議会の実態に関する協議を実施

→ 市町村の特色ある取組を県内全域に発信し、各地域のネットワーク作りを推進します。

2 教員の専門性の向上

(1) 研修の充実

- ①目標・・・特別支援教育に関する研修への参加率が前年度を上回る
- ②令和3年度と令和4年度の参加率(%) <愛知県調査：名古屋市・私立を除く>

	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
令和3年度	92.5	96.2	96.4	96.3	90.3
令和4年度	95.2	95.4	95.0	98.2	93.0

→ 年々増加する特別支援学級及び通級による指導担当教員だけでなく、通常の学級担任も含めた全ての教員(特に講師)の特別支援教育に関する専門性を高めるために、愛知県教育委員会や愛知県総合教育センター、特別支援学校が主催する研修、講習会への参加を促します。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上

- ①目標・・・全国平均を上回る(令和5年度)
- ②令和3年度と令和4年度の特別支援学級担当教員の保有率(%)

	特別支援学級担当教員の保有率
令和3年度	25.5
令和4年度	25.9

【令和3年度全国平均31.1%】

→ 免許法認定講習の優先的受講や大学の公開講座等への協力を要請し、特別支援学級の担任や通級による指導担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率が、全国平均を上回るよう働きかけます。

→ 通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、全ての教員が特別支援学校教諭等免許状を取得できるよう、大学等と連携して有効な研修の機会の拡充を図ります。

(3) リーダーとなる人材の育成

- ①目標・・・人事交流の人数が前年度を上回る
- ②令和3年度と令和4年度の交流状況(人)

	小中学校 →特別支援学校	特別支援学校 →小中学校	高等学校 →特別支援学校	特別支援学校 →高等学校
令和3年度	27	7	1	1
令和4年度	28	7	2	2

→ 小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を毎年継続していきます。人事交流を経験した教員を中心として、地域の特別支援教育の推進を図ります。

3 教育諸条件の整備

(1) 小中学校への特別支援学級の設置

- ①目標・・・設置拡大する
- ②令和3年度と令和4年度の設置学級数<名古屋市・私立を除く>

	小学校	中学校	合計
令和3年度	2,256	812	3,068
令和4年度	2,351	863	3,214
増減	95増	51増	146増

→ 児童生徒の障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見等を踏まえて障害種に応じた支援・指導を行えるよう、適切な設置に取り組みます。

(2) 高等学校の通級指導教室の設置

- ①目標・・・設置拡大する
- ②令和3年度設置校数・・・4校
令和4年度設置校数・・・5校

→ 通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図ります。

II 特別支援学校

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 地域における教育的資源の有効的な活用

- ①目標・・・モデル事業の他障害種への拡充
- ②令和4年度・・・視覚障害と知的障害のモデル事業を実施

→ モデル事業での成果や課題を整理し、取組の内容や指導方法を様々な学級での学習や生活に活用できるよう、全ての小中学校及び特別支援学校に情報を発信します。

(2) 医療的ケアの充実

- ①目標・・・看護師の配置拡大
- ②令和3年度と令和4年度の看護師配置数(人)

	常勤看護師	非常勤看護師
令和3年度	9	76
令和4年度	14	83
増減	+5	+7

→ 増加する児童生徒数に応じた看護師の増員等により、複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応するとともに、適切な医療的ケアが実施できるようにします。

(3) 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への対応

- ①目標・・・外国人等語学支援員を必要に応じて配置
- ②令和4年度の支援状況

支援実施校数	幼児児童生徒数	支援員数	配置時間総計
24校	144名	38名	1,427時間

→ 特別支援学校への語学支援員の配置や小型通訳機の配備に努め、幼児児童生徒、保護者、教員への支援を行います。

(4) 児童生徒への心のケア

- ①目標・・・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拠点校配置
- ②令和4年度・・・拠点校5校にスクールカウンセラー、拠点校2校にスクールソーシャルワーカーを各1名配置

→ 各地区の拠点となる特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、巡回して支援できるよう努めます。

(5) 専門的知識をもった人材活用

- ①目標・・・歩行訓練士、作業療法士等の外部人材の配置
- ②令和4年度・・・歩行訓練士、作業療法士等の外部人材の時間単位での配置を検討

→ 歩行訓練士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の特別支援学校への配置を検討します。

2 教員の専門性の向上

(1) 研究の充実

- ①目標・・・前年度を上回る
- ②令和4年度・・・地域における教育的資源の有効的な活用の促進に関する研究
(視覚障害教育充実強化モデル事業、知的障害教育充実強化モデル事業)
入院児童等への教育保障体制整備事業

→ 特別支援教育に関する様々な課題への対応や特別支援教育の推進に向け、様々な分野での研究を実施します。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上

- ①目標・・・100%
- ②令和3年度と令和4年度の特別支援学校教諭等免許状保有率
令和3年度 87.2% → 令和4年度 89.9%

→ 未保有者に対し、取得状況、研修計画の確認を行い、特別支援学校教諭等免許状を取得するよう促します。

3 教育諸条件の整備

(1) 特別支援学校の整備研究の充実

- 岡崎特別支援学校の移転(肢体不自由)
 - ①目標・・・令和6年4月
 - ②進捗・・・建設工事
- 空調設備整備(全ての県立特別支援学校:普通教室・特別教室)
 - ①目標・・・100%
 - ②令和2年度 100%(普通教室・特別教室)

(2) 通学環境の改善

- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化への対応
 - ①目標・・・スクールバス車両の順次更新(肢体不自由特別支援学校)
 - ②令和4年度・・・3台更新
- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化への対応として、車両の更新を図ります。通学区域の広い盲学校や聾学校について、寄宿舎の利用状況や在籍者の居住地域などの課題を把握し、効率的に通学環境の改善を図る方法を検討します。

4 卒業後の生活へのスムーズな移行

(1) 就労先の拡大

- ①目標・・・特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率50%以上
就労アドバイザーによる就労先訪問件数は前年度を上回る
- ②令和3年度と令和4年度の就職率及び訪問件数

	就職率	訪問件数
令和3年度	37.9%	692件
令和4年度	36.6%	765件

→ 就労アドバイザーが、生徒の障害の実態に応じた新たな実習先や就労先の開拓に活用し、職域の拡大に努めます。

あいち障害者雇用総合サポートデスクについて

1 サポートデスクの概要

県と愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関と連携し、障害者雇用に取り組む企業をサポートする企業相談窓口「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を運営。(2019年5月～)

- 設置場所 愛知県産業労働センター17階 あいち労働総合支援フロア内
- 利用対象 企業及び障害者就労支援機関
- 実施体制 愛知県：職員1名、委託事業者5名
愛知労働局：職員1名、相談員1名

2 主な事業内容

- 企業相談窓口の設置・運営
 - ・障害者雇用に関する全般的な相談、助言、情報提供等
 - ・職場実習受入企業の情報の集約、情報発信等
 - ・関係機関とのネットワークの構築等
- 就労支援者の養成
 - ・就労支援者養成研修：1回（6日間、30名）
 - ・就労支援者スキルアップ研修：1回（1日間、15名）
 - ・障害者就業・生活支援センター担当者スキルアップ研修：
2回（各1日間、15名）
 - ・企業内援助者養成研修（新規）：2回（各1日間、20名）
- あいちジョブコーチの派遣
 - ・派遣回数：120回
- 障害者雇用PR動画の作成
 - ・動画本数：3種類
(障害者雇用優良企業の取組、特定の分野で活躍する障害者の事例等)

3 利用実績

(1) 2021年度デスク利用件数

6,110件（国、県委託事業者を含めた数字）

内訳：職場実習の相談4,000件、業務全般（事業告知等）674件、
実習・雇用・採用相談等1,236件、職場定着200件

(2) 2022年度デスク利用件数

6,347件（国、県委託事業者を含めた数字）

内訳：職場実習の相談4,208件、業務全般（事業告知等）790件、
実習・雇用・採用相談等1,159件、職場定着190件

(3) 2023年度デスク利用件数 ※5月末時点

1,134件（国、県委託事業者を含めた数字）

内訳：職場実習の相談753件、業務全般（事業告知等）68件、
実習・雇用・採用相談等266件、職場定着47件